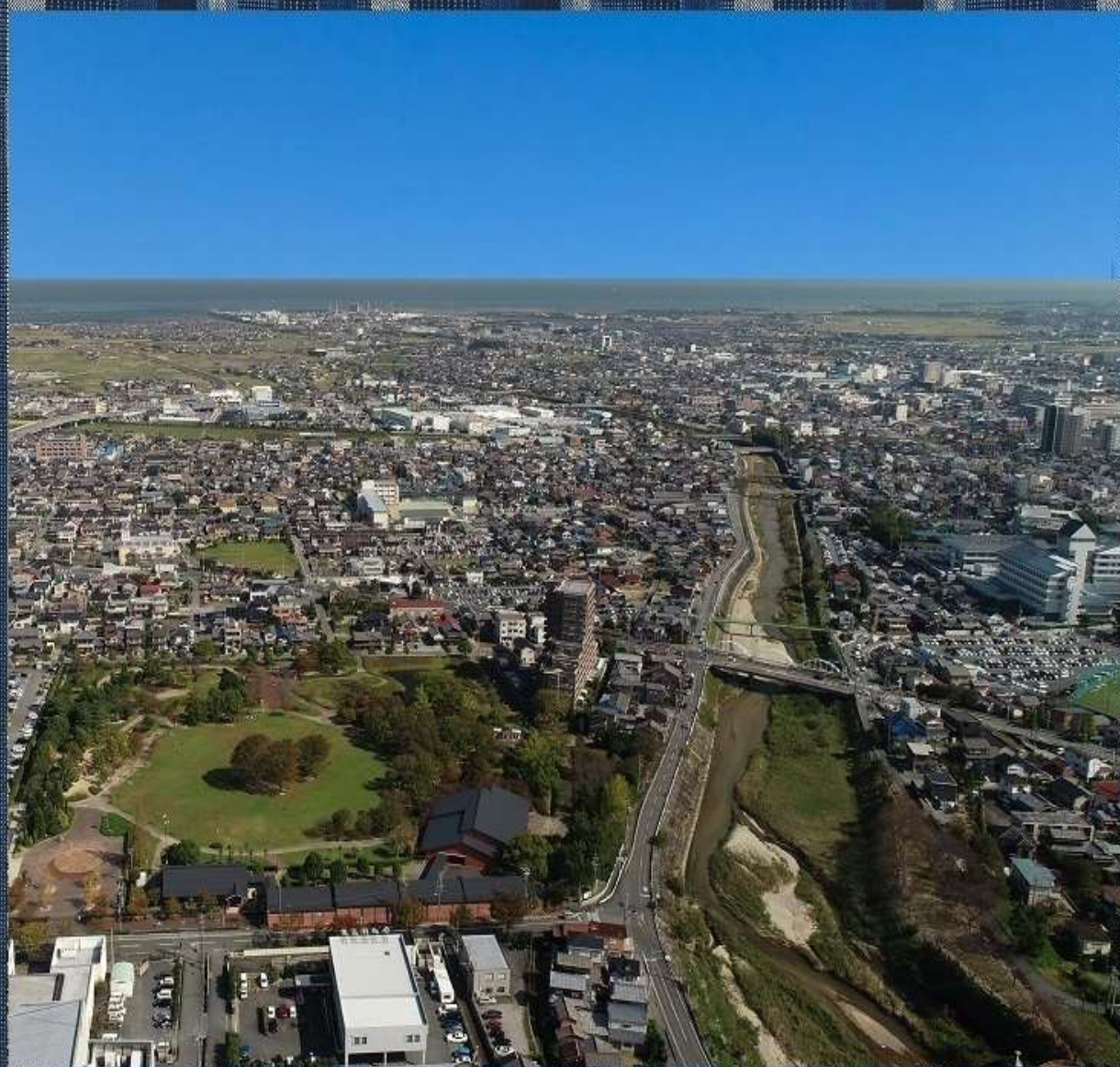


松阪市国土強靱化地域計画 案



松阪市

はじめに

近年その発生が懸念されている南海トラフ地震は、中央防災会議では最大 32 万 3 千人の死者が発生することが想定されており、東日本大震災を超える“国難”とも言われる大規模災害になることが危惧されています。

過去の災害をふり返ると、阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日）では、死者の約 8 割が家屋の下敷きになって亡くなったことや生き埋めになった要救助者の多くが近隣住民等によって救助されたこと、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）においても、地域における避難の呼びかけや周辺住民の避難がさらなる避難行動を促したことなど、「自助」「共助」の力が災害時には非常に大きいことが明らかになっています。このように、自助・共助・公助のそれぞれが主体的に行動しなければ、今後起こりうる国難級の南海トラフ地震を乗り切ることができないと考えています。

いつ起きるか予想できない大災害への備えは、平時のまちづくりそのものが防災対策にもなっていないければなりません。そのため、松阪市では、国の国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）、三重県国土強靱化地域計画（平成 27 年 7 月策定）を踏まえ、「松阪市国土強靱化地域計画」を策定しました。

国土強靱化地域計画は、どんな自然災害等が起こっても地域が機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」を作り上げるための計画です。「松阪市国土強靱化地域計画」により、市民のみなさまとともに「安全・安心を実現し、災害時の人的被害ゼロ」の実現に取り組んでまいります。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案を賜りましたみなさまに厚くお礼を申し上げます。

松阪市長 竹上真人

目 次

計画の基本構成

1 計画の策定趣旨、位置づけ

- (1) 計画の策定趣旨 1
- (2) 計画の位置づけ 1
- (3) 計画の目標年次 2

2 松阪市の国土強靱化の基本的考え方

- (1) 松阪市の国土強靱化の役割 3
- (2) 松阪市の国土強靱化の基本目標 7
- (3) 松阪市の国土強靱化を進める上での基本的な方針 8

3 脆弱性評価

- (1) 脆弱性評価の考え方 10
- (2) 脆弱性評価において想定するリスク 11
- (3) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 13
- (4) 策定分野の設定 15
- (5) 評価の実施手順・脆弱性の評価結果 16

4 推進すべき施策プログラム

- (1) 松阪市の強靱化に向けた施策プログラム 55
- (2) 施策分野ごとの推進方針 114
- (3) 市のみでは対応が困難な課題 121

5 計画の着実な推進に向けて

- (1) 推進体制 123
- (2) 計画の見直し等 123

1 計画の策定趣旨、位置づけ

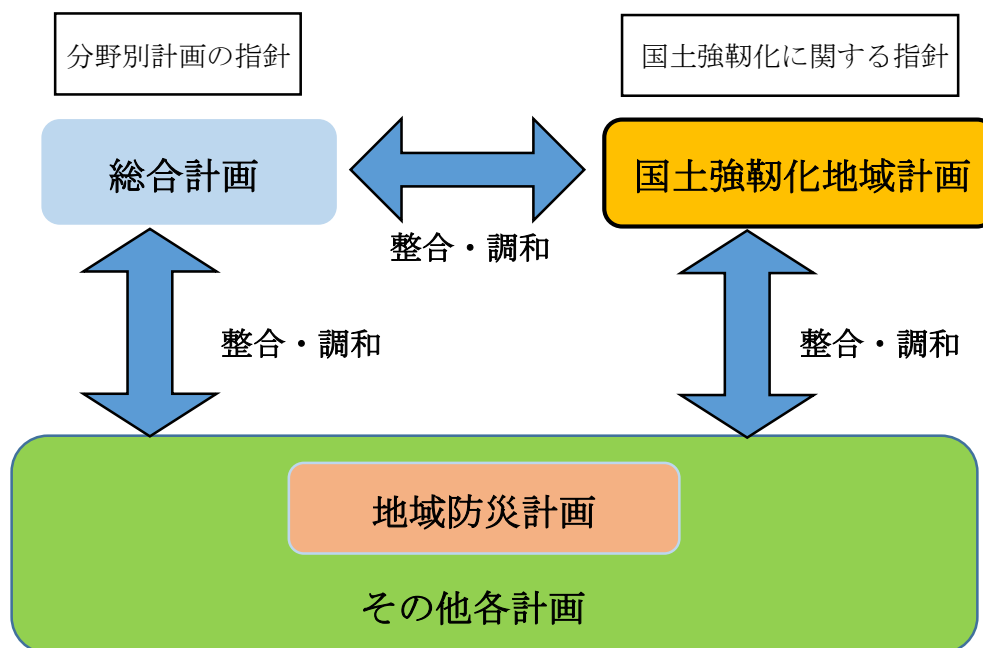
(1) 計画の策定趣旨

本市においては、南海トラフ地震の発生が懸念され、また近年の台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となっていることから、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっており、このような大規模自然災害が発生した場合でも市民の生命や財産を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なまちづくりを推進するために、国や県、近隣市町など関係者相互の連携のもと、松阪市における地域の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針として「松阪市国土強靱化地域計画（以下、「本地域計画」という）」を策定する。

(2) 計画の位置づけ

国土強靱化基本法（第13条）に基づく国土強靱化地域計画であり、松阪市における地域の強靱化に関し、本市の総合計画や地域防災計画の関連計画と整合・調和を図りつつ、策定・推進するものである。

<総合計画及び分野別計画との関係>



国土強靱化基本法第十三条（国土強靱化地域計画）

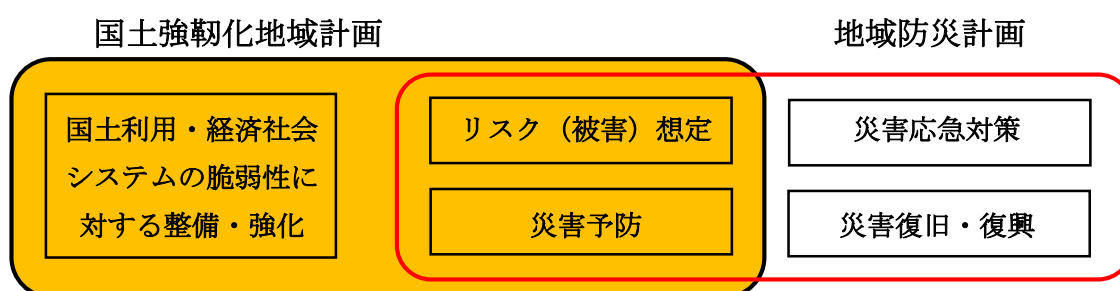
都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

＜国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較＞

国土強靱化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の前提	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	災害ごとの被害想定
計画内容	脆弱性評価、事前に取り組む施策	事前の取り組み、事後の対応策
対策の優先度	施策指標と重点化による明確化	一般的に明記なし

＜国土強靱化地域計画と地域防災計画の計画内容＞



（３）計画の目標年次

本地域計画は、国土強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の社会情勢等の変化や、国土強靱化施策の推進方針等を考慮し、概ね 10 年後を見据えつつ、松阪市総合計画の周期に合わせ調整することとし、推進期間を、令和 2 年度から令和 5 年度までとする。

2 松阪市の国土強靱化の基本的考え方

(1) 松阪市の国土強靱化の役割

多様な大規模自然災害で想定されるリスクを特定し、事前に備えておくことで市民の生命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持、迅速な復旧復興を可能にする。

また、本市の地域特性等を活かし、国全体の強靱化に寄与する。

①松阪市の地域特性

◆自然的・地理的条件

松阪市は、三重県のほぼ中央に位置しており、東は伊勢湾、西は高見山の奈良県境まで広がっている。総面積は623.58K m²であり、この内、森林が多くの割合を占めている（耕地12.3%、宅地4.9%、森林68.6%）。松阪市の市域は広く、地域によってさまざまな違いがある。一部の地域では、地形や生産面の条件が不利なことから集落機能や生産機能の低下が著しく、過疎地域自立促進特別措置法や山村振興法などの条件不利地域の指定を受けている。



◆災害の歴史

松阪市では、過去に幾度も風水害や地震による被害を受けており、その主な風水害や地震を以下に整理した。

1959年（昭和34年）9月に襲来した伊勢湾台風では、激しい暴風と高潮により壊滅的な被害を受け、県内では死者1,233名を数え、建物の全壊は5,000棟を超えました。本市では、櫛田川流域で死者・行方不明者16名、浸水3,814棟の被害が生じた。

1982年（昭和57年）7月から8月にかけて、発達した低気圧や梅雨前線、台風第10号による大雨により、県内では多くの浸水被害が発生した。本市でも、洪水及び土砂災害により、死者・行方不明者21名、全壊38棟、浸水3,965棟にのぼる甚大な被害が生じた。

また、三重県では、南海トラフで発生する地震や内陸直下型地震による被害が度々発生しており、近年では1944年（昭和19年）の東南海地震で、激しい揺れと津波により大きな被害を受けた。

○三重県に大きな被害を及ぼした過去の主な風水害

西暦	過去の主な風水害
2014年	台風第11号による豪雨
2004年	台風第21号による豪雨
1982年	梅雨前線、台風第10号及び低気圧による暴風雨と大雨
1971年	三重県南部の集中豪雨
1967年	台風第34号
1959年	台風第15号（伊勢湾台風）

○三重県に被害を及ぼした過去の主な地震

◇プレート境界型地震

西暦	過去の主な地震
1946年	昭和南海地震（M8.0）
1944年	昭和東南海地震（M7.9）
1854年	安政南海地震（M8.4）
1854年	安政東海地震（M8.4）
1707年	宝永地震（M8.6）
1605年	慶長地震（M7.9）
1498年	明応地震（M8.2～8.4）

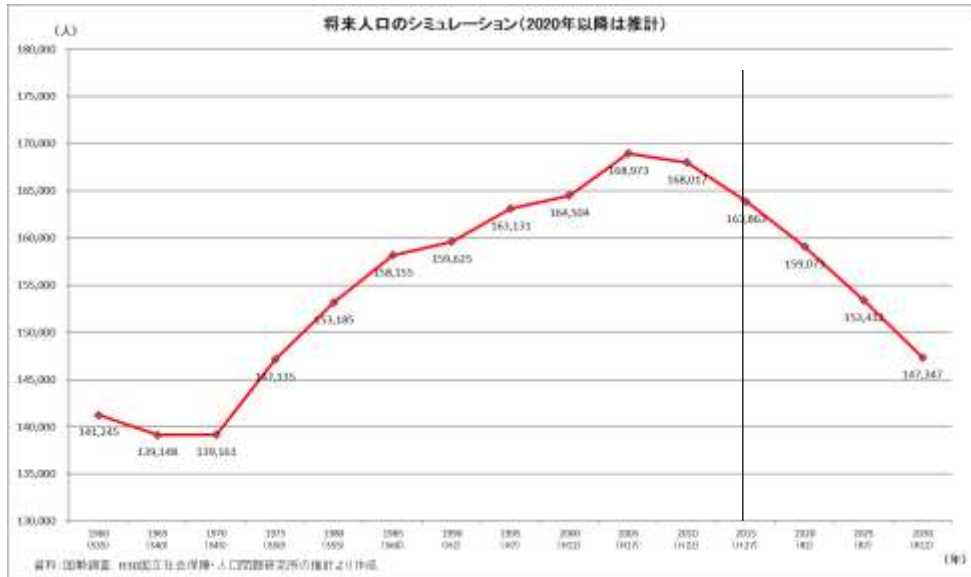
◇内陸直下型地震

西暦	過去の主な地震
1891年	濃尾地震（M8.0）
1854年	伊賀上野地震（M7 1/4）
1819年	文政地震（M7 1/4）
1586年	天正地震（M≒7.8）

◆人口の推移

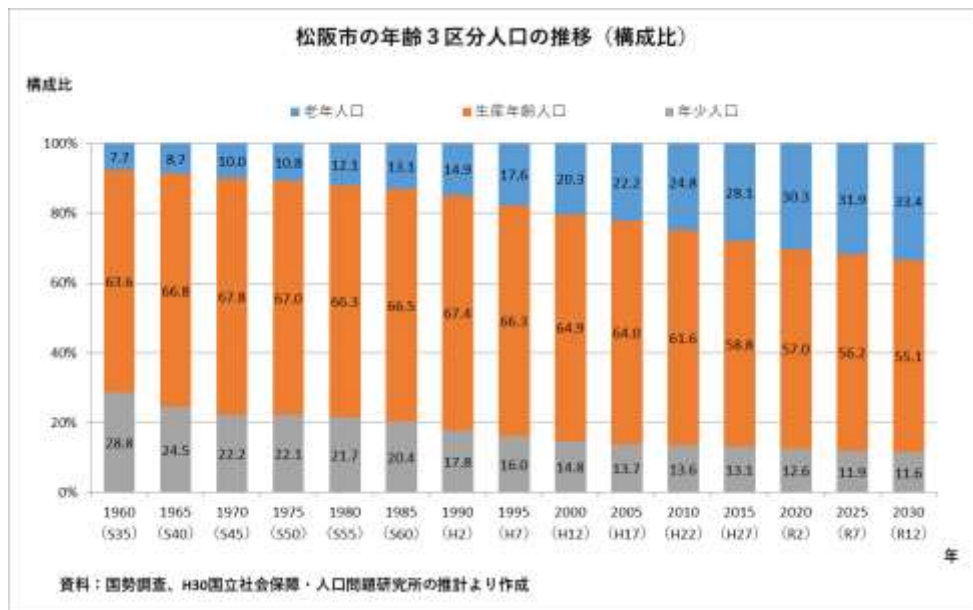
松阪市の総人口は、2005（H17）年の168,973人をピークに減少に転じており、2015（H27）年の人口は163,863人となっている。

減少傾向は今後も続くと予測されており、2030（R12）年には147,347人まで減少すると推計が出ている。



年齢3区分人口構成比の推移を見ると、年少人口比率は1960（S35）年以降下がり続けており、2015（H27）年時点では全体の13.1%まで減少している。反対に、老年人口比率は上がり続け、2015（H27）年時点では全体の28.1%まで増加している。

今後もこの傾向は続くことが予測され、2030（R12）年の年齢3区分人口構成比は、年少人口11.6%、生産年齢人口55.1%、老年人口33.4%となる推計も出ている。

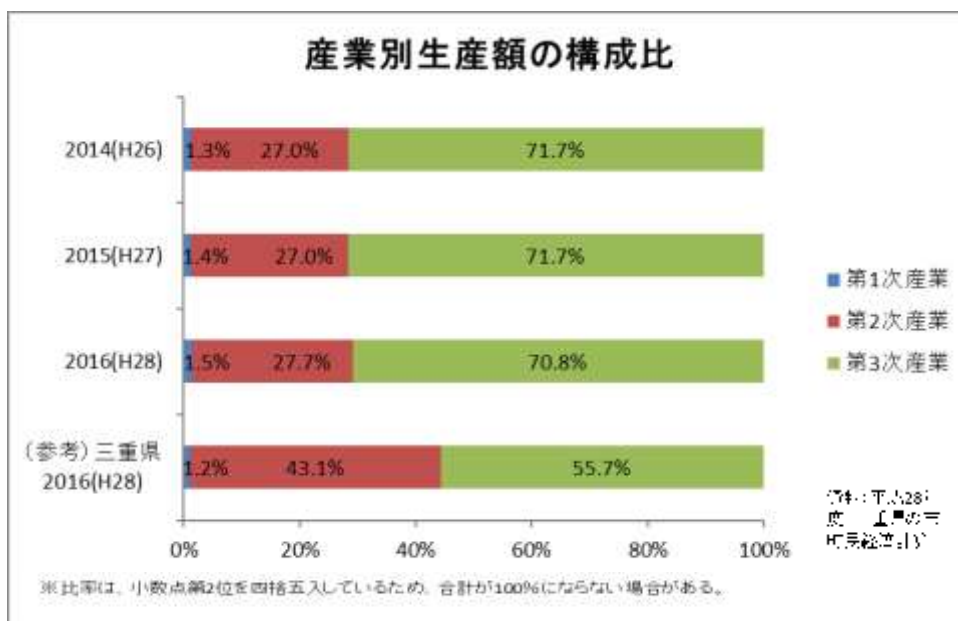
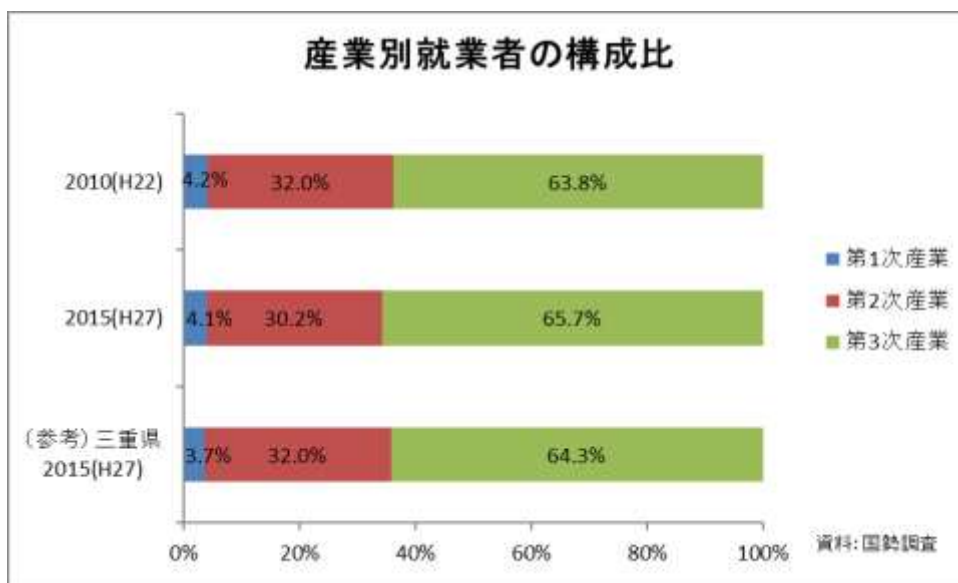


※比率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

◆産業

松阪市の就業者は2015(H27)年時点で78,743人となっている。産業別就業者の構成比について2010(H22)年と2015(H27)年で比較すると、第1次産業は4.2%から4.1%に、第2次産業は32.0%から30.2%に減少する一方、第3次産業は63.8%から65.7%に増加しており、2015(H27)年時点では三重県とほぼ同様の構成となっている。

総生産額は2016(H28)年度時点で約5,290億円と、近年多少の増減はあるもののほぼ横ばいで推移している。産業別生産額の構成比で比べると第2次産業が増加傾向である一方、第3次産業が減少傾向にある。2016(H28)年度時点では、三重県と比べると、第2次産業は15.4ポイント低く、第3次産業は15.1ポイント高くなっている。



(2) 松阪市の国土強靱化の基本目標

前項で示した松阪市の国土強靱化の役割を踏まえ、基本目標を以下のとおり設定する。

①基本目標の設定

- ・市民の生命の保護が最大限図られること
- ・本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ・本市の迅速な復旧復興を可能にすること

②事前に備えるべき目標

- ・大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ・大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ・大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は維持する
- ・大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ・大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ・大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ・制御不能な二次災害を発生させない
- ・大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(3) 松阪市の国土強靱化を進める上での基本的な方針

松阪市の国土強靱化については、国土強靱化基本計画に掲げる基本的な方針に基づき進めるほか、本地域計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下の事項を基本的な方針として推進する。

① 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 地域の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- ・ 長期的視野を持った計画的な取組の推進
- ・ 地域間連携の強化、地域の活力の向上
- ・ 経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ・ 適正な制度、規制のあり方を見据えた取組の推進

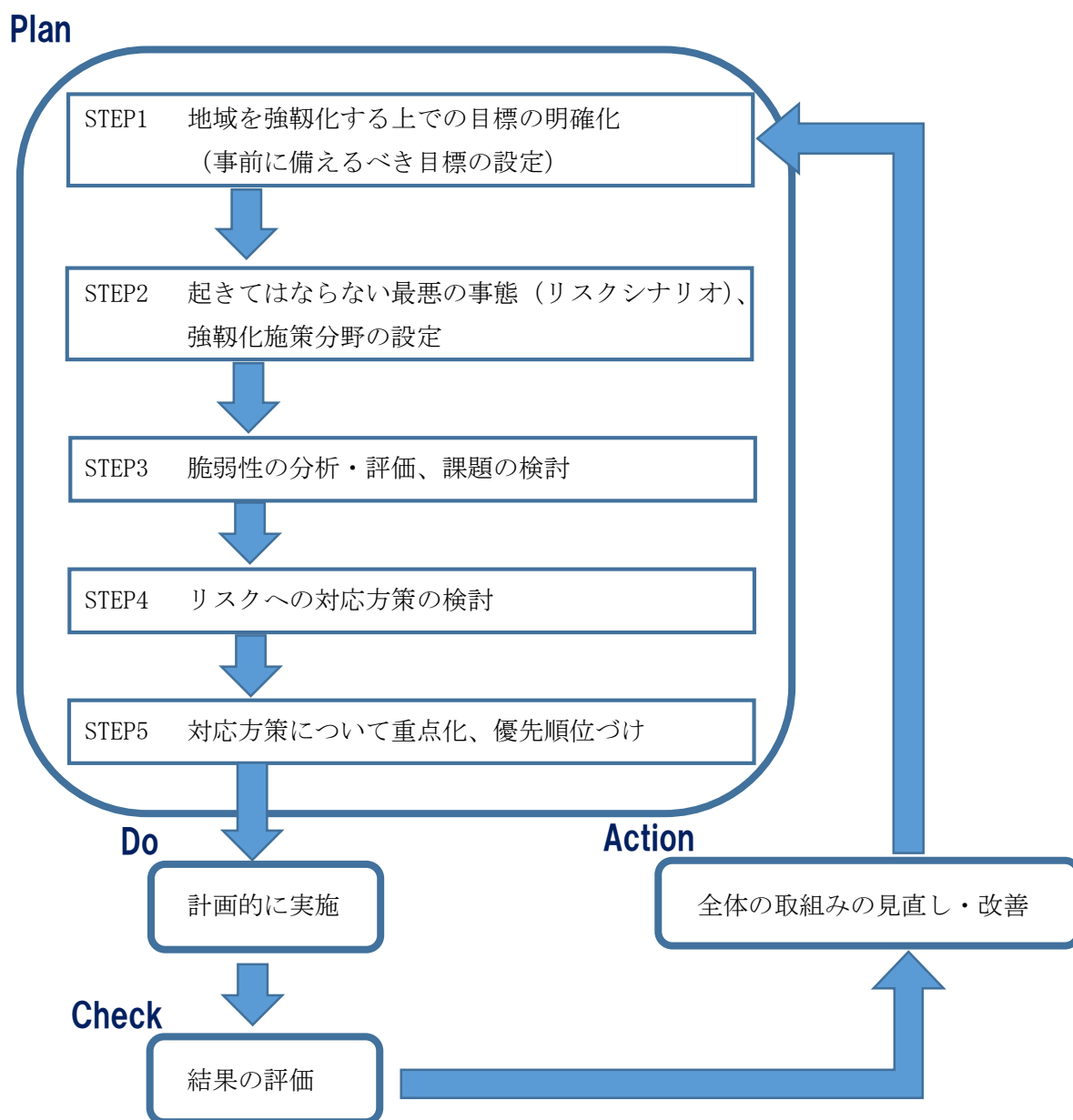
② 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード、ソフト対策の適切な組み合わせ
- ・ 国、地方自治体、事業者、住民の連携、役割分担
- ・ 平時の有効活用

③ 効率的な施策の推進

- ・ 施策の重点化の推進
- ・ 既存の社会資本の有効活用
- ・ 民間資金の積極的活用
- ・ 施設等の効率的、効果的な維持管理
- ・ 土地の合理的利用の促進
- ・ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、下記のとおり PDCA サイクルを繰り返す。本地域計画の推進にあたっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含む計画の推進方策を策定し、予算編成や国への政策提案に結びつけ、新たな施策展開を図っていくという PDCA サイクルを構築する。



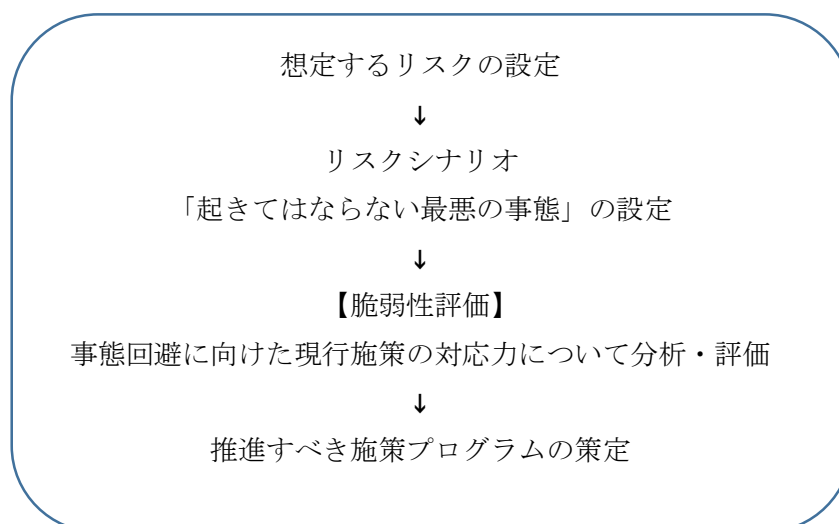
3 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、松阪市の地域計画に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセス（基本法第9条第5項）である。

脆弱性評価に当たっては、国土強靱化基本計画の策定に際し、国が実施した評価方法を参考に、以下の枠組みにより実施する。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



(2) 脆弱性評価において想定するリスク

- ・ 国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害を対象を絞る。
⇒原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外
- ・ 本地域計画においては、最終的には、特定の自然災害に限定せず、市内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を想定することとするが、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されていることから、当面南海トラフ地震災害を想定することとする。
- ・ また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向であること等を踏まえ、大規模自然災害のリスク低減に向けた松阪市の対応力についても併せて評価する。

①市内における自然災害リスク

・ 地震

想定地震	市内最大震度	備考
南海トラフ地震[過去最大クラス]	6強	
南海トラフ地震[理論上最大クラス]	7	
養老―桑名―四日市断層帯	6弱	
布引山地東縁断層帯（東部）	7	
頓宮断層	5強	

※「三重県 地震被害想定結果」（平成26年3月三重県防災対策部）より

・ 津波

想定地震	最大津波高	備考
南海トラフ地震	7 m	

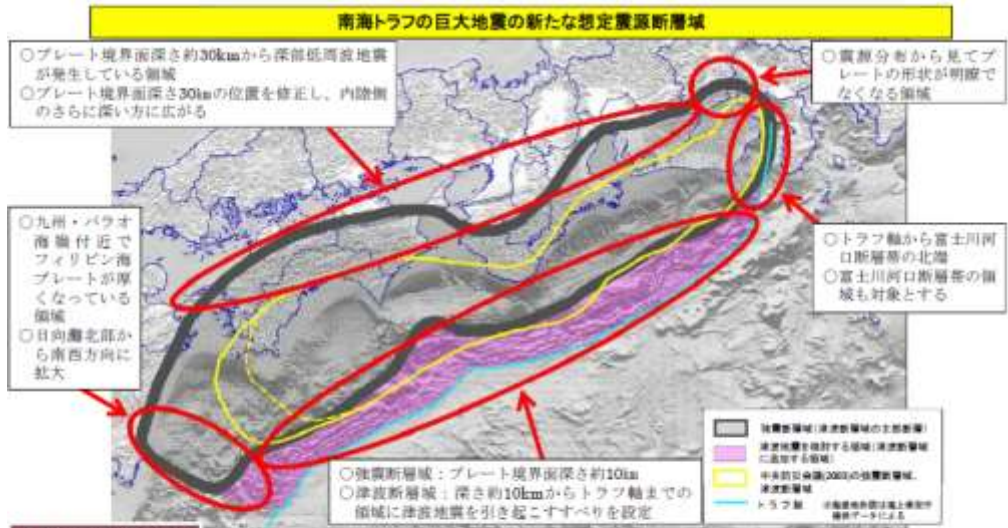
※「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」（平成24年4月内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会）より

・ 風水害等

局地的集中豪雨、土砂災害、高潮・高波、強風

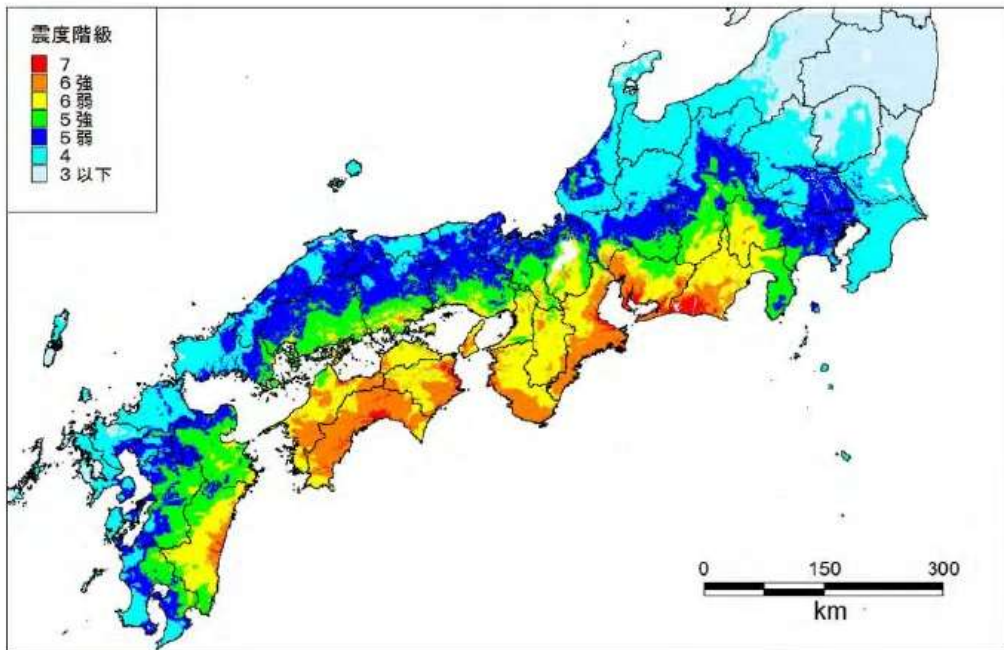
・南海トラフ地震

「南海トラフ巨大地震対策について（平成 25 年 5 月）」（中央防災会議）における想定断層及び地震動予測結果を以下に示す。



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2013)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメントマグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al, 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Puñedo et al, in press) [8.8 (理科年表)]	8.7



陸側ケースの震度分布

(3) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

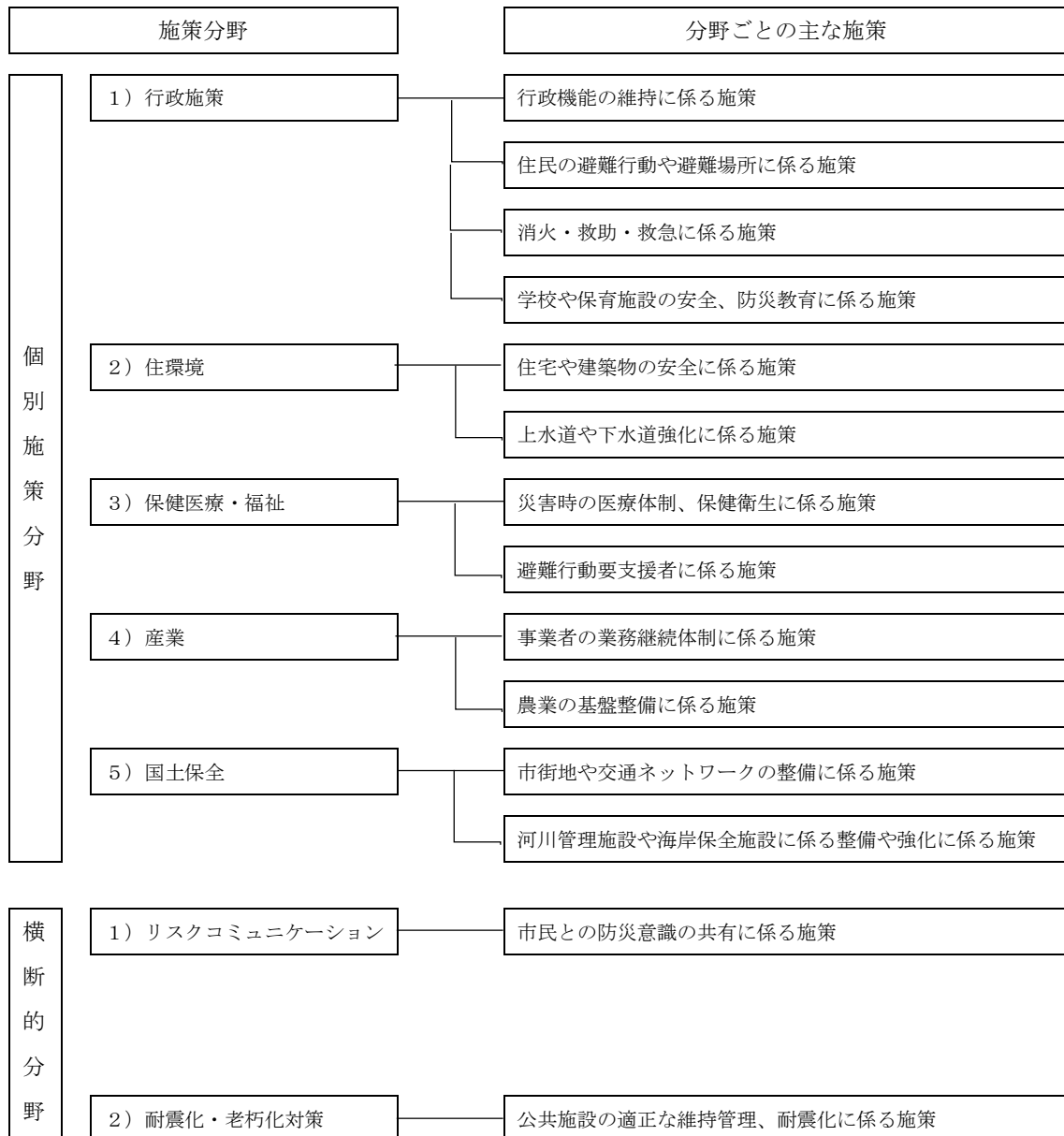
国土強靱化基本計画で設定されている8の「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、既に策定済みの三重県国土強靱化地域計画を踏まえた上で、松阪市の地域特性等を踏まえるとともに、施策が重複する「最悪の事態」の追加・統合・組み替え等を行った結果、本地域計画においては、8の категорияと33の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
I. 市民の生命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	<u>1-1</u>	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	
		<u>1-2</u>	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
		<u>1-3</u>	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
		<u>1-4</u>	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
		<u>1-5</u>	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
		<u>1-6</u>	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	<u>2-1</u>	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
		<u>2-2</u>	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
		<u>2-3</u>	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		<u>2-4</u>	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
		<u>2-5</u>	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足	
		<u>2-6</u>	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
		<u>2-7</u>	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
	II. 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な傷害を受けず維持されること	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	<u>3-1</u>	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		<u>4-1</u>	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない		<u>5-1</u>	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
		<u>5-2</u>	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
		<u>5-3</u>	食料等の安定供給の停滞	
		<u>5-4</u>	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		<u>6-1</u>	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガス、サプライチェーンの機能の停止	
		<u>6-2</u>	上水道等の長期間にわたる供給停止	
		<u>6-3</u>	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		<u>6-4</u>	地域交通ネットワークが分断する事態	
III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること	7 制御不能な二次災害を発生させない	<u>7-1</u>	市街地での大規模火災の発生	
		<u>7-2</u>	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
		<u>7-3</u>	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
		<u>7-4</u>	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
		<u>7-5</u>	有害物質の大規模拡散・流出	
		<u>7-6</u>	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	<u>8-1</u>	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		<u>8-2</u>	道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		<u>8-3</u>	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		<u>8-4</u>	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	IV. 本市の迅速な復旧復興を可能にすること	7 制御不能な二次災害を発生させない	<u>7-1</u>	市街地での大規模火災の発生
			<u>7-2</u>	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			<u>7-3</u>	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			<u>7-4</u>	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
<u>7-5</u>			有害物質の大規模拡散・流出	
<u>7-6</u>			農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	<u>8-1</u>	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	<u>8-2</u>	道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	<u>8-3</u>	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	<u>8-4</u>	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		

(4) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取り組みは、次の12の施策分野を統合し、5の施策分野に分けて整理する。横断的分野として、①リスクコミュニケーション、②耐震・老朽化対策の2分野を設定した。



(5) 評価の実施手順

それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現在実施している施策を特定し、また「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策が必要か検討し、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに整理した。このような、それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための横断的な施策群を「プログラム」とし、各プログラムの脆弱性を分析・評価した。

脆弱性の評価結果

脆弱性の評価結果は下記のとおりである。

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

シナリオ

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。その直後に、市内各地で建物・交通施設等の倒壊が起こり、道路が寸断する地域も出たため、多くの死傷者が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市職員一人一人が災害対応を円滑に実施できるよう、松阪市地域防災計画を周知徹底し、初動体制の強化を図る必要がある。
- ・市職員の災害対応能力を高めるため、行政と関係機関が一体となった実践的な防災訓練等を継続的に実施していく必要がある。

○消防活動体制の整備

- ・被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る必要がある。
- ・消防団員は、条例に規定する定数を満たしていなく、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の継続的な確保が難しい状況にあるため、事業所等の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める必要がある。

○情報通信体制の整備

- ・災害による道路、橋梁等の被害情報等により、通行止めなど通行規制を行う必要があるため、迅速かつ正確に被害情報を伝達できる体制を整備する必要がある。

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と

<p>災害時支援協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。</p>
<p>2) 住環境</p> <p>○空き家の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月に策定した「松阪市空家等対策計画」に基づき施策を進めていく必要がある。 ・倒壊の恐れのある危険な空き家については、所有者自身により除却を進めてもらう必要がある。
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し情報提供を行っており、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ必要がある。 ・民間施設との協定により福祉避難所として28法人53施設を指定しているものの、要配慮者の特性を考慮し、さらなる指定施設の増加に努める必要がある。
<p>5) 国土保全</p> <p>○無電柱化の推進</p> <p>市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波から自分の命を守るために、市民に対し出前講座を通して、住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進める必要がある。 ・災害時においては、地域住民等による応急活動や救援活動が必要となるため、防災訓練・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
<p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○市有施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年5月に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。 ・公営住宅については、松阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。 ・学校施設については、松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。 ・地域の防災拠点や災害時の避難場所に指定されている、学校、保育園、社会教育施

設、福祉施設等の市有施設は耐震基準を満たしており、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。

○住宅・建築物の耐震化

・住宅の耐震化について、木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修工事の補助や、非木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助を行っているものの、住宅の耐震化率が81.2%（H26年度末）に留まっていることから、さらなる耐震化率の向上をめざす必要がある。

・地震の際、家具等の転倒により、負傷等による被害や逃げ遅れによる被害の拡大が懸念されることから、家具の安全対策の取組みを促進する必要がある。

・大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等を困難とする恐れがあるため、緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要がある。

・社会福祉施設の老朽化に係る改修や非常用電源設備の設置などの整備補助を支援する。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

シナリオ

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。耐震化が不十分な店舗、旅館、学校、老人ホーム等の不特定多数の方が利用する施設の倒壊・火災が発生し、多くの死傷者が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○学校等防災体制の整備

・保育園及び幼稚園において、園児及び職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。

・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

・災害時においては、地域住民等による応急活動や救援活動が必要となるため、防災訓練・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。（再掲）

○企業・事業所の防災力の向上

・民間事業者に対し、地震・津波に関する知識、防災意識向上のための出前講座や防災訓練等を行うとともに、事業所等での自主的防災体制の整備を促進する必要がある。

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・平成 28 年 5 月に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。(再掲)
- ・公営住宅については、松阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。(再掲)
- ・学校施設については、松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。(再掲)
- ・災害対策本部となる市庁舎は平成 23 年度に耐震工事済であるが、老朽化が進んでおり、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。
- ・地域の防災拠点や災害時の避難場所に指定されている、学校、保育園、社会教育施設、福祉施設等の市有施設は耐震基準を満たしており、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。(再掲)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

シナリオ

南海トラフ巨大地震の発生後、沿岸部に津波が襲来し、市域の内陸部まで到達した。逃げ遅れ等による多数の死傷者・行方不明者が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。
- ・津波対策の基本は「すぐに逃げること」であり、市民が安全かつ迅速に津波から避難できるよう、津波避難訓練を継続して実施する必要がある。

○学校等防災体制の整備

- ・保育園及び幼稚園において、園児及び職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。(再掲)
- ・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。(再掲)

○避難環境の整備

- ・地域住民の避難を支援し、津波避難困難地域を解消するため、避難困難地域内の住民が徒歩で辿り着ける場所に津波避難施設の建設、津波緊急一時避難ビルの指定を行う必要がある。
- ・津波避難誘導に役立つ各種標識、海拔表示板等を計画的に設置し、地域住民等の津

波からの円滑な避難を確保する必要がある。

・地震直後には、電力供給施設が麻痺し機能しない可能性があるため、停電時の暗い夜間においても円滑に避難できるよう、避難路や避難場所にソーラー式の電光式避難所看板などを計画的に設置する必要がある。

・地域住民のそれぞれが主体として意識をもち、自主的な避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営体制を構築する必要がある。

○情報通信体制の整備

・三重県防災情報システム及び松阪市防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。

・防災行政無線による情報提供の多様化を図るため、現行のアナログ放送のデジタル化を行う必要がある。

・防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、J-ALERT・三重県防災情報システムのL-ALERT機能による避難勧告等の情報発信や、携帯電話に緊急速報メール等を配信するシステムを導入するなど、情報伝達の多重化を図る必要がある。

○受援体制の整備

・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との災害時支援協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

・医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、大規模災害時の健康危機管理を想定した関係機関合同の災害医療救護訓練を年1回実施しており、引き続き訓練等による連携体制の充実強化を図る必要がある。

○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し情報提供を行っており、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ必要がある。(再掲)

・民間施設との協定により福祉避難所として28法人53施設を指定しているものの、要配慮者の特性を考慮し、さらなる指定施設の増加に努める必要がある。(再掲)

○健康・福祉のまちづくりの推進

・一人でも多くの方が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。

5) 国土保全

○海岸保全の強化

・平成27年3月三重県公表による津波浸水想定において、最大津波高7m、津波浸水面積4,085haが浸水することから、海岸保全施設、港湾施設の地震、津波、老朽化対策が

急務であり、特に海岸背後地は、住宅地や工場等が密集した地域があることから、甚大な被害が危惧されるため、防潮堤等の補強による津波侵入防止整備を促進する必要がある。

・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。

○河川等管理体制の強化

・地震後は河川を津波が遡上することから、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場、排水機場等の整備を推進する必要がある。

・災害時には、水門等の適正な機能が必要であるため、定期的に施設を点検し、施設の機能阻害要因除去に務め、災害の防除を図る必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

・地震、津波の被害を最小限にするため、津波ハザードマップ等を活用し、HP 掲載、全戸配布、出前講座等を継続的に実施することで、市民の防災意識の向上に努める必要がある。

・市民が津波からの避難を迅速にかつ安全に行えるよう、順次、地域独自の地区防災計画の策定を推進する必要がある。

・宿泊施設に対して、施設への津波ハザードマップの設置や避難すべき方向を示す避難誘導灯の周知等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組みを実施する必要がある。

○企業・事業所の防災力の向上

・南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が想定される区域内で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規程により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規程の作成指導を引き続き行っていく必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

シナリオ

異常気象等による集中豪雨により、櫛田川、雲出川ほか市内の河川の堤防の越水もしくは決壊が起こり多数の死傷者が発生した。大量の水が市街地まで流入し、市域が広範囲にわたって長期間浸水する事態となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

<p>・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>・市民が適切な避難行動がとれるよう、平常時から避難勧告、避難指示等が発令された時の行動について、HP や広報掲載、出前講座等により周知・啓発を行う必要がある。</p> <p>○市街地等の浸水対策</p> <p>・集中豪雨による市街地等への浸水を防止するため、雲出川、櫛田川、金剛川、阪内川、三渡川水系河川整備計画に基づき国・県と連携し河川整備事業を推進する必要がある。</p> <p>○情報通信体制の整備</p> <p>・松阪市防災情報システム等により情報を収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、情報伝達訓練をはじめとして、関係機関と連携強化を図る必要がある。</p> <p>・災害による道路、橋梁等の被害情報を迅速かつ正確に収集・配信できるよう、関係機関と情報伝達体制の強化を図る必要がある。(再掲)</p>
<p>2) 住環境</p> <p>○排水体制の整備</p> <p>・下水道施設、ポンプ場、排水機場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。</p> <p>・排水ポンプ等は、迅速かつ確実な操作が必要であるため、定期的に操作訓練と作動点検を行っており、継続して訓練や点検を行う必要がある。</p>
<p>5) 国土保全</p> <p>○河川等管理体制の強化</p> <p>・市街地への浸水を防止するため、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <p>・一級・二級河川が氾濫した場合等の洪水ハザードマップを作成し、HP 掲載、該当地域の全戸に配布しており、引き続き出前講座等を活用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。</p>

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
シナリオ
南海トラフ巨大地震や集中豪雨による地盤の緩みが原因で土砂災害が発生し、多数の死

<p>傷者・行方不明者が発生した。</p>
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○情報通信体制の整備</p> <p>・三重県防災情報システム及び松阪市防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。(再掲)</p>
<p>4) 産業</p> <p>○農業基盤の整備</p> <p>・農業用水確保のため、ため池が利用されているものの、老朽化が激しいため、決壊による被害の防止を図るよう整備を継続するとともに、県営事業など国庫補助事業制度を活用し整備を促進する必要がある。</p>
<p>5) 国土保全</p> <p>○道路・橋梁の整備</p> <p>・山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を講じる必要がある。</p> <p>○土砂災害の防止</p> <p>・土砂災害警戒区域等における危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する必要がある。</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <p>・ため池が決壊した場合の被害の低減のため、ため池ハザードマップを作成し、HPに掲載しているが、他のハザードマップと併用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。</p>

<p>1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>
<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波などの影響による情報通信の途絶や、避難勧告等の発表が遅れたことが影響し、市民の避難行動が遅れ、多数の死傷者が発生した。</p>
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○情報通信体制の整備</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・三重県防災情報システム及び松阪市防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。(再掲) ・防災行政無線による情報提供の多様化を図るため、現行のアナログ放送のデジタル化を行う必要がある。(再掲) ・防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、J-ALERT・三重県防災情報システムのL-ALERT機能による避難勧告等の情報発信や、携帯電話に緊急速報メール等を配信するシステムを導入するなど、情報伝達の多重化を図る必要がある。(再掲)
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し情報提供を行っており、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ必要がある。(再掲)
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波の被害を最小限にするため、津波ハザードマップ等を活用し、HP掲載、全戸配布、出前講座等を継続的に実施することで、市民の防災意識の向上に努める必要がある。(再掲)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

シナリオ

南海トラフ巨大地震、津波等により、道路が通行不能となり、物資の輸送が困難な状態となった。このため、食料・飲料水等の物資の不足が生じた。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との災害時支援協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)

・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。

・大規模災害発生時における物資の供給や輸送等に関する協定を民間事業者等と締結しており、災害時においてさらなる迅速な調達・輸送が行えるよう、訓練等により連携を強化する必要がある。

○避難環境の整備

・三重県の「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」に基づく備蓄品の種類及び数量について、現状では数量が足りないことから、計画的に備蓄物資の充実を図る必要がある。

・建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失や、道路寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう、分散備蓄体制を整備する必要がある。

2) 住環境

○応急給水体制の強化

・地震等の災害が発生した場合の対応については、「上下水道部震災対策マニュアル」を基に年1回応急給水等の訓練を実施し、検証しており、引き続き訓練・検証を重ねマニュアルの見直しを行う必要がある。

・災害による断水等により、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣市町、関係機関との協力体制を整備しており、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

・「松阪市地域防災計画」に基づき、日頃より医薬品や保健衛生用資機材等の備蓄に努め

るとともに、他府県や他市町村からの援護物資（医薬品等）の活用を図るため、県及び関係機関と連携し、その受け入れ体制及び供給体制を整備する必要がある。

・災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定を締結しており、災害時に迅速な調達が行えるよう、関係組織との連携を強化する必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。（再掲）

・本市の緊急輸送道路の中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道 42 号松阪多気バイパス、松阪第 2 環状線、六軒鎌田線他は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、立体化、4 車線化や無電柱化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行い、整備促進を図る必要がある。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。

・平成 27 年 3 月三重県公表による津波浸水想定では、緊急輸送ルートである国道 23 号、一般国道 42 号松阪多気バイパスにおいて沿岸部の広範囲で、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートについても検討する必要がある。

・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化を図る必要がある。

・山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を講じる必要がある。

（再掲）

○狭あい道路の整備促進

・幅員 4 m 未満の狭あい道路について、災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じる恐れがあるため、狭あい道路の整備を促進し安全な市街地形成を図る必要がある。

○海岸保全の強化

・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。（再掲）

・津松阪港（松阪港区）については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。

○受援体制の整備

・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○備蓄の促進

・備蓄にあたっては、自助・共助・公助の観点から、市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での水、食料、生活必需品等の備蓄促進を、HP や広報掲載、出前講座等により啓発する必要がある。

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

・災害対策本部となる市庁舎は平成 23 年度に耐震工事済であるが、老朽化が進んでおり、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。(再掲)

・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。

・本市の水道施設は、経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る必要がある。

・配水管は経年による老朽化が進んでいることから、経年管を更新し、耐震化等に努め、給水の安定化を図る必要がある。

○住宅・建築物の耐震化

・大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等を困難とする恐れがあるため、緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要がある。(再掲)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、各地で道路や橋梁の損壊が発生したことで通行不能となり、孤立集落等が発生した。また、多数の箇所が通行不能になったことで道路等の復旧が長期化した。

《個別施策分野》

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し、整備を行う必要がある。(再掲)

・本市の緊急輸送道路の中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道 42 号松阪多気バイパス、松阪第 2 環状線、六軒鎌田線他は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、立体化、4 車線化や無電柱化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行い、整備促進を図る必要がある。また、他の

緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)

・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化を図る必要がある。(再掲)

・山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を講じる必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、自衛隊、警察、消防、海保等の施設や車両・資機材等に被害が出たことに加え、各職員も被災したことで救助・救出活動に遅れが生じた。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。(再掲)

・最低限の活動に必要な燃料の備蓄を行うとともに、災害対応車両等への優先供給について、石油販売事業者や組合と協定締結を行っており、協定先である組合等との平常時から連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う必要がある。

○消防活動体制の整備

・被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。(再掲)

・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

<p>・医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、大規模災害時の健康危機管理を想定した関係機関合同の災害医療救護訓練を年1回実施しており、引き続き訓練等による連携体制の充実強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>・「松阪市地域防災計画」に基づき、日頃より医薬品や保健衛生用資機材等の備蓄に努めるとともに、他府県や他市町村からの援護物資(医薬品等)の活用を図るため、県及び関係機関と連携し、その受け入れ体制及び供給体制を整備する必要がある。(再掲)</p> <p>○業務継続体制の整備</p> <p>・業務の継続、早期復旧が難しくなるおそれがあることから、病院や福祉施設に対して、事業継続計画(BCP)策定の必要性を周知する必要がある。</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <p>・災害時において、応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材の確保・協力が重要であることから、地域における人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。</p>

<p>2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p>
<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給施設等が被災し、長期にわたり、必要な電力、燃料等の調達が不足したことで、救助・救急、医療活動に遅れが生じた。</p>
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○防災体制の整備</p> <p>・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>・最低限の活動に必要な燃料の備蓄を行うとともに、災害対応車両等への優先供給について、石油販売事業者や組合と協定締結を行っており、協定先である組合等との平常時から連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う必要がある。(再掲)</p> <p>○消防活動体制の整備</p> <p>・被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○受援体制の整備</p> <p>・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。(再掲)</p> <p>・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点</p>

となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。(再掲)

○エネルギーの有効活用

・南海トラフによる地震被害想定では停電率が89%であることから、大規模地震に備え、市有施設への自家発電設備等の導入を進める必要がある。

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

・医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、大規模災害時の健康危機管理を想定した関係機関合同の災害医療救護訓練を年1回実施しており、引き続き訓練等による連携体制の充実強化を図る必要がある。(再掲)

・「松阪市地域防災計画」に基づき、日頃より医薬品や保健衛生用資機材等の備蓄に努めるとともに、他府県や他市町村からの援護物資(医薬品等)の活用を図るため、県及び関係機関と連携し、その受け入れ体制及び供給体制を整備する必要がある。(再掲)

○業務継続体制の整備

・業務の継続、早期復旧が難しくなるおそれがあることから、病院や福祉施設に対して、事業継続計画(BCP)策定の必要性を周知する必要がある。(再掲)

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

・災害時において、応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材の確保・協力が重要であることから、地域における人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)が発生し、食料・飲料水等の物資の不足、一時滞在施設を確保する必要が生じた。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と

の災害時支援協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)

- ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。(再掲)

- ・大規模災害発生時における物資の供給や輸送等に関する協定を民間事業者等と締結しており、災害時においてさらなる迅速な調達・輸送が行えるよう、訓練等により連携を強化する必要がある。(再掲)

○避難環境の整備

- ・三重県の「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」に基づく備蓄品の種類及び数量について、現状では数量が足りないことから、計画的に備蓄物資の充実を図る必要がある。(再掲)

- ・建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失や、道路寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう、分散備蓄体制を整備する必要がある。

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・「松阪市地域防災計画」に基づき、日頃より医薬品や保健衛生用資機材等の備蓄に努めるとともに、他府県や他市町村からの援護物資(医薬品等)の活用を図るため、県及び関係機関と連携し、その受け入れ体制及び供給体制を整備する必要がある。(再掲)

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。(再掲)

- ・本市の緊急輸送道路の中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、立体化、4車線化や無電柱化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行い、整備促進を図る必要がある。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)

- ・平成27年3月三重県公表による津波浸水想定では、緊急輸送ルートである国道23号、一般国道42号松阪多気バイパスにおいて沿岸部の広範囲で、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートについても検討する必要がある。(再掲)

- ・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化を図る必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

<ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲) ・津松阪港(松阪港区)については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。(再掲) <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)
<p>《横断的分野》</p> <p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○市有施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部となる市庁舎は平成23年度に耐震工事済であるが、老朽化が進んでおり、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。(再掲) ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。(再掲) ・本市の水道施設は、経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る必要がある。(再掲) ・配水管は経年による老朽化が進んでいることから、経年管を更新し、耐震化等に努め、給水の安定化を図る必要がある。(再掲) <p>○住宅・建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等を困難とする恐れがあるため、緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要がある。(再掲)

<p>2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p>
<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波等により、医療機関や医療従事者が被災し、対応が追いつかない状況となった。広域的な受援を受けるが、道路の寸断により、必要な物資、燃料等の調達不足、受援体制の受入れが思うように進まない状況となった。</p>
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。(再掲)

・最低限の活動に必要な燃料の備蓄を行うとともに、災害対応車両等への優先供給について、石油販売事業者や組合と協定締結を行っており、協定先である組合等との平常時から連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う必要がある。(再掲)

○消防活動体制の整備

・被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。(再掲)

・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。(再掲)

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

・医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、大規模災害時の健康危機管理を想定した関係機関合同の災害医療救護訓練を年1回実施しており、引き続き訓練等による連携体制の充実強化を図る必要がある。(再掲)

・「松阪市地域防災計画」に基づき、日頃より医薬品や保健衛生用資機材等の備蓄に努めるとともに、他府県や他市町村からの援護物資(医薬品等)の活用を図るため、県及び関係機関と連携し、その受け入れ体制及び供給体制を整備する必要がある。(再掲)

○業務継続体制の整備

・業務の継続、早期復旧が難しくなるおそれがあることから、病院や福祉施設に対して、事業継続計画(BCP)策定の必要性を周知する必要がある。(再掲)

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し、整備を行う必要がある。(再掲)

・本市の緊急輸送道路の中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、立体化、4車線化や無電柱化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行い、整備促進を図る必要がある。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)

・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化を図る必要がある。(再掲)

・山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を講じる必要がある。(再掲)

○狭あい道路の整備促進

・幅員4m未満の狭あい道路について、災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じる恐れがあるため、狭あい道路の整備を促進し安全な市街地形成を図る必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)

・津松阪港(松阪港区)については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

・災害時において、応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材の確保・協力が重要であることから、地域における人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。

2) 耐震化・老朽化対策

○住宅・建築物の耐震化

・大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等を困難とする恐れがあるため、緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要がある。(再掲)

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、上下水道施設が損壊し不衛生な状況に陥った。また、避難所において、避難生活の疲れから免疫力が低下し、感染症等が拡大した。

《個別施策分野》

2) 住環境

○排水体制の整備

・定期的な機器・水質の点検及び関係機関との協定締結等により、大規模災害に備え

ており、平成 29 年度に改訂した下水道総合地震対策計画に基づく、下水道業務継続計画（BCP）と併せて、対策訓練等により防災力の向上を図る必要がある。

○受援体制の整備

・下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務の協定を関係機関等と締結しており、訓練等により連携の強化を図る必要がある。

○応急給水体制の強化

・災害による断水等により、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣市町、関係機関との協力体制を整備しており、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。（再掲）

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

・南海トラフによる地震被害想定では、避難所への避難者（1 日後）の大量発生が想定されていることから、避難所等被災者の衛生的な生活環境を確保するとともに、感染症の発生と流行を防止するために、県及び関係機関と連携し予防接種法に基づく臨時予防接種を実施する必要がある。

・避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、県及び関係機関と連携し、うがい薬、マスクや手指消毒剤の配布を行うとともに、感染症・食中毒等の予防教育及び保健指導を行う必要がある。・被災者は心身ともに疲労していることが予想されるため、健康相談等ができる相談窓口を設置し、また避難所及び応急仮設住宅等を巡回し被災者等の健康状況を把握できる体制を整備する必要がある。

○遺体収容体制の整備

・平成 26 年 3 月三重県公表の南海トラフによる地震被害想定では、死者数は約 1,100 人（過去最大クラス）が想定されており、遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等、円滑に対応できる体制を整備する必要がある。

○防疫体制の整備

・衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な人員、薬剤、資機材等が不足する場合に備え、県及び近隣市町に応援要請を行うとともに薬剤の調達やボランティアの活用等ができる体制を整備する必要がある。

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。（再掲）

・本市の水道施設は、経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る必要がある。（再掲）

・配水管は経年による老朽化が進んでいることから、経年管を更新し、耐震化等に努め、給水の安定化を図る必要がある。(再掲)

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、職員に死傷者が発生し、災害対応できない職員が多数発生した、また、市役所庁舎をはじめ、行政関係の施設が被害を受け、一部では機能しない状態となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市職員一人一人が災害対応を円滑に実施できるよう、松阪市地域防災計画を周知徹底し、初動体制の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・市職員の災害対応能力を高めるため、行政と関係機関が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。(再掲)
- ・災害が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、市民の状況、被害状況など多種多様な情報を収集する必要があることから、情報収集体制を整備・強化する必要がある。
- ・最低限の活動に必要な燃料の備蓄を行うとともに、災害対応車両等への優先供給について、石油販売事業者や組合と協定締結を行っており、協定先である組合等との平常時から連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う必要がある。(再掲)

○業務継続体制の整備

- ・住民情報システムのデータが外部データセンターに遠隔地保管され、システムの早期復旧体制が整備されており、今後、現行システムの安定的な運用を維持していくために、様々な検証等を行う必要がある。
- ・非常時優先業務の選定は行っており、今後は庁舎代替施設を想定しての業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との災害時支援協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。(再掲)

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・平成 28 年 5 月に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。(再掲)
- ・学校施設については、松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。(再掲)
- ・市庁舎や地域の防災拠点、災害時の避難場所に指定されている、学校、社会教育施設、福祉施設等の市有施設は耐震基準を満たしており、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。(再掲)

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給施設が被災し、情報通信が機能しなくなり、災害情報が必要な者に伝達できない状況となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○情報通信体制の整備

- ・三重県防災情報システム及び松阪市防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。(再掲)
- ・防災行政無線による情報提供の多様化を図るため、現行のアナログ放送のデジタル化を行う必要がある。(再掲)
- ・地震等による被害や機器の故障等により、情報の途絶が考えられることから、三重県防災情報システムの情報通信手段の多重化・複数化を図る必要がある。
- ・災害時には通信規制及び電話回線の損傷等により、一般電話や携帯電話による通信が困難になることが懸念されるため、衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。
- ・災害時には、本市 HP への大量のアクセスにより、HP サーバーがダウンするおそれがあるため、キャッシュサイトの整備によりアクセスを分散させるなど、サーバーへの負荷の軽減に努める必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断し、生産活動に必要な部品の調達等が円滑にできなくなり、事業所の活動が停止した。

《個別施策分野》

4) 産業

○業務継続体制の整備

- ・大規模災害時には業務の継続、早期復旧が難しくなるおそれがあることから、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する必要がある。
- ・被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し、整備を行う必要がある。（再掲）
- ・本市の緊急輸送道路の中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道 42 号松阪多気バイパス、松阪第 2 環状線、六軒鎌田線他は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、立体化、4 車線化や無電柱化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行い、整備促進を図る必要がある。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。（再掲）
- ・平成 27 年 3 月三重県公表による津波浸水想定では、緊急輸送ルートである国道 23 号、一般国道 42 号松阪多気バイパスにおいて沿岸部の広範囲で、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートについても検討する必要がある。（再掲）
- ・山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を講じる必要がある。（再掲）

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。（再掲）
- ・津松阪港（松阪港区）については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。（再掲）

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。（再掲）

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○住宅・建築物の耐震化

・大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等を困難とする恐れがあるため、緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要がある。(再掲)

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、事業所の施設倒壊等で電力の供給停止等や燃料供給ルートが途絶したことにより、必要な燃料の供給がされず、経済活動に大きな影響が生じた。

《個別施策分野》

4) 産業

○業務継続体制の整備

・大規模災害時には業務の継続、早期復旧が難しくなるおそれがあることから、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し、整備を行う必要がある。(再掲)

・本市の緊急輸送道路の中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、立体化、4車線化や無電柱化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行い、整備促進を図る必要がある。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)

・平成27年3月三重県公表による津波浸水想定では、緊急輸送ルートである国道23号、一般国道42号松阪多気バイパスにおいて沿岸部の広範囲で、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートについても検討する必要がある。(再掲)

・山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を講じる必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

<ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲) ・津松阪港(松阪港区)については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。(再掲) <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)
<p>《横断的分野》</p> <p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○住宅・建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等を困難とする恐れがあるため、緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要がある。(再掲)

<p>5-3 食料等の安定供給の停滞</p>
<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断され、食料等の安定供給ができない事態となった。</p>
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○避難環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県の「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」に基づく備蓄品の種類及び数量について、現状では数量が足りないことから、計画的に備蓄物資の充実を図る必要がある。(再掲) ・建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失や、道路寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう、分散備蓄体制を整備する必要がある。(再掲)
<p>4) 産業</p> <p>○農業基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設が損傷・損壊した場合、農業被害が懸念されることから、平常時より施設の適正な維持管理を実施し、施設の計画的な長寿命化を図る必要がある。 <p>○農業担い手の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後さらに耕作放棄地の増加が懸念されることから、経営安定化や新たな担い手を育成・確保する必要がある。 <p>○業務継続体制の整備</p>

・被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。(再掲)

・農業協同組合、漁業協同組合等に対して、大規模災害時においても食料等の安定供給ができるよう働きかける必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し、整備を行う必要がある。(再掲)

・本市の緊急輸送道路の中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道 42 号松阪多気バイパス、松阪第 2 環状線、六軒鎌田線他は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、立体化、4 車線化や無電柱化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行い、整備促進を図る必要がある。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)

・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化を図る必要がある。(再掲)

・山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を講じる必要がある。(再掲)

○狭あい道路の整備促進

・幅員 4 m 未満の狭あい道路について、災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じる恐れがあるため、狭あい道路の整備を促進し安全な市街地形成を図る必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)

・津松阪港（松阪港区）については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○住宅・建築物の耐震化

・大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場

合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等を困難とする恐れがあるため、緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要がある。(再掲)

○農業基盤の整備

・広域に及ぶ農業水利施設については、耐用年数を経過するものが今後、急速に増加する見通しであることから、施設の老朽化の状態を判断し、必要箇所の部分的な更新、予防保全等の工事を実施する必要がある。

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、緊急輸送道路等が途絶し、物資等が輸送出来なくなったことで、経済活動に大きな影響が生じた。

《個別施策分野》

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し、整備を行う必要がある。(再掲)

・本市の緊急輸送道路の中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、立体化、4車線化や無電柱化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行い、整備促進を図る必要がある。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)

・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化を図る必要がある。(再掲)

・山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を講じる必要がある。(再掲)

○狭あい道路の整備促進

・幅員4m未満の狭あい道路について、災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じる恐れがあるため、狭あい道路の整備を促進し安全な市街地形成を図る必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)

<p>・津松阪港（松阪港区）については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。（再掲）</p> <p>○受援体制の整備</p> <p>・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。（再掲）</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○住宅・建築物の耐震化</p> <p>・大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等を困難とする恐れがあるため、緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要がある。（再掲）</p>

6-1 電気供給ネットワーク（変発電所、送配電設備）や石油・LPガス、サプライチェーンの機能の停止

<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給が停止し、道路寸断等により、石油やLPガスの供給も困難になった。</p>
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○エネルギーの有効活用</p> <p>・南海トラフによる地震被害想定では停電率が89%であることから、大規模地震に備え、市有施設への自家発電設備等の導入を進める必要がある。（再掲）</p>

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波等により、浄水場や管路が破壊されたことで、上水道等の供給が停止した。</p>
<p>《個別施策分野》</p> <p>2) 住環境</p> <p>○受援体制の整備</p> <p>・水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。</p> <p>○応急給水体制の強化</p> <p>・地震等の災害が発生した場合の対応については、「上下水道部震災対策マニュアル」を基に年1回応急給水等の訓練を実施し、検証しており、引き続き訓練・検証を重</p>

ねマニュアルの見直しを行う必要がある。(再掲)

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。(再掲)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、処理場や管路が破壊されたことで、汚水処理施設等の機能が停止した。

《個別施策分野》

2) 住環境

○排水体制の整備

・定期的な機器・水質の点検及び関係機関との協定締結等により、大規模災害に備えており、平成 29 年度に改訂した下水道総合地震対策計画に基づく、下水道業務継続計画 (BCP) と併せて、対策訓練等により防災力の向上を図る必要がある。(再掲)

・下水道施設、ポンプ場、排水機場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

・下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務の協定を関係機関等と締結しており、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

○応急給水体制の強化

・地震等の災害が発生した場合の対応については、「上下水道部震災対策マニュアル」を基に年 1 回応急給水等の訓練を実施し、検証しており、引き続き訓練・検証を重ねマニュアルの見直しを行う必要がある。(再掲)

○し尿処理体制の整備

・災害時に発生するし尿等を適切に処理できるよう、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路、鉄道施設、港湾施設等の交通網が使用できない状態となった。

《個別施策分野》

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し、整備を行う必要がある。(再掲)

・本市の緊急輸送道路の中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道 42 号松阪多気バイパス、松阪第 2 環状線、六軒鎌田線他は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、立体化、4 車線化や無電柱化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行い、整備促進を図る必要がある。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)

・山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を講じる必要がある。(再掲)

○狭あい道路の整備促進

・幅員 4 m 未満の狭あい道路について、災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じる恐れがあるため、狭あい道路の整備を促進し安全な市街地形成を図る必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)

・津松阪港（松阪港区）については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○住宅・建築物の耐震化

・大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等を困難とする恐れがあるため、緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要がある。(再掲)

7-1 市街地での大規模火災の発生

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、市街地で火災が発生し、市内の広範囲で大規模な延焼を引き起こした。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市職員一人一人が災害対応を円滑に実施できるよう、松阪市地域防災計画を周知徹底し、初動体制の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・市職員の災害対応能力を高めるため、行政と関係機関が一体となった実践的な防災訓練等を継続的に実施していく必要がある。(再掲)

○消防活動体制の整備

- ・被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る必要がある。(再掲)
- ・消防団員は、条例に規定する定数を満たしていなく、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の継続的な確保が難しい状況にあるため、事業所等の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める必要がある。(再掲)
- ・火災による被害の軽減を図るため、計画的に消防団車両等の整備、効果的に耐震性貯水槽の設置を行い、地域防災力の向上を推進する必要がある。
- ・地震による火災でさらに被害が大きくなることから、市民に対し、火災予防の啓発を行う必要がある。

○情報通信体制の整備

- ・災害による道路、橋梁等の被害情報等により、通行止めなど通行規制を行う必要があるため、迅速かつ正確に被害情報を伝達できる体制を整備する必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と災害時支援協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)

2) 住環境

○空き家の対策

- ・平成31年2月に策定した「松阪市空家等対策計画」に基づき施策を進めていく必要がある。(再掲)
- ・倒壊の恐れのある危険な空き家については、所有者自身により除却を進めてもらう必要がある。(再掲)

3) 保健医療・福祉

○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し情報提供を行っており、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ必要がある。(再掲)

・民間施設との協定により福祉避難所として 28 法人 53 施設を指定しているものの、要配慮者の特性を考慮し、さらなる指定施設の増加に努める必要がある。(再掲)

5) 国土保全

○防災効果の高い公園の整備

災害時における緊急避難場所及び延焼を防止するオープンスペースの役割を果たすため、公園についてその配置と規模、特に市街地大火災による輻射熱から安全な有効面積を確保する等、防災効果の高い公園として整備していく必要がある。その中でも総合運動公園については、三重県広域受援計画において、自衛隊及び警察の活動拠点と位置付けられており、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

・災害時においては、地域住民等による応急活動や救援活動が必要となるため、防災訓練・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。(再掲)

・火災の被害軽減を図るため、自主防災組織と消防団との連携体制を整備する必要がある。

○火災予防体制の整備

・火災の発生・被害の軽減のため、市民に対し、啓発や消防訓練の実施により、防火意識の向上や初期消火能力の向上を図る必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、臨海部に位置する発電施設等のタンクが損壊し、火災や爆発を起こすとともに、船舶や漂流物が津波によって流され、大規模な延焼を引き起こした。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。(再掲)

7-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

シナリオ

南海トラフ巨大地震等により、沿道の建物が倒壊したことにより、道路が寸断され、通行不能となった。

<p>《個別施策分野》</p> <p>2) 住環境</p> <p>○空き家の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月に策定した「松阪市空家等対策計画」に基づき施策を進めていく必要がある。(再掲) ・倒壊の恐れのある危険な空き家については、所有者自身により除却を進めてもらう必要がある。(再掲)
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波の被害を最小限にするため、津波ハザードマップ等を活用し、HP掲載、全戸配布、出前講座等を継続的に実施することで、市民の防災意識の向上に努める必要がある。(再掲)
<p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○市有施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。(再掲) ・学校施設については、松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。(再掲) ・市庁舎や地域の防災拠点、災害時の避難場所に指定されている、学校、社会教育施設、福祉施設等の市有施設は耐震基準を満たしており、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。(再掲) <p>○住宅・建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化について、木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修工事の補助や、非木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助を行っているものの、住宅の耐震化率が81.2%（H26年度末）に留まっていることから、さらなる耐震化率の向上をめざす必要がある。 ・大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等を困難とする恐れがあるため、緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要がある。(再掲)

7-4 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

シナリオ

南海トラフ巨大地震や異常気象による集中豪雨等により、大規模な山腹崩壊が発生し、

<p>蓮ダムに大量の土砂等が流入することで、洪水調整機能が低下し、市域において洪水被害が発生した。また、豪雨等によりため池の堤体が決壊する事態となった。</p>
<p>《個別施策分野》</p> <p>4) 産業</p> <p>○農業基盤の整備</p> <p>・農業用水確保のため、ため池が利用されているものの、老朽化が激しいため、決壊による被害の防止を図るよう整備を継続するとともに、県営事業など国庫補助事業制度を活用し整備を促進する必要がある。(再掲)</p>
<p>5) 国土保全</p> <p>○土砂災害の防止</p> <p>・土砂災害警戒区域等における危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する必要がある。(再掲)</p> <p>・機能の低下した森林、被災した森林等を改良し、機能の維持回復又は増加を目的とした事業を展開し、水源涵養機能、防災機能及び生活環境保全機能を併せ持つ森林の造成及び改良を実施する必要がある。</p> <p>○河川等管理体制の強化</p> <p>・市街地への浸水を防止するため、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。(再掲)</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <p>・ため池が決壊した場合の被害の低減のため、ため池ハザードマップを作成し、HPに掲載しているが、他のハザードマップと併用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。(再掲)</p>

<p>7-5 有害物質の大規模拡散・流出</p>
<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波等により、有害物質の貯蔵施設が損壊。有害物質が大気中や、河川、海に流出・拡散し、大気や河川、海上の汚染等の被害が発生した。</p>
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○防災体制の整備</p> <p>・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。(再掲)</p>

掲)

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、農地への浸水、がけ崩れや倒木の発生により林道等を寸断する等の被害が発生した。

《個別施策分野》

4) 産業

○農業基盤の整備

・農業水利施設が損傷・損壊した場合、農業被害が懸念されることから、平常時より施設の適正な維持管理を実施し、施設の計画的な長寿命化を図る必要がある。(再掲)

○農業担い手の支援

・農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後さらに耕作放棄地の増加が懸念されることから、経営安定化や新たな担い手を育成・確保する必要がある。(再掲)

○有害鳥獣の対策

・野生鳥獣による農林水産業被害により、農地・森林等の荒廃の拡大を防止するための有害鳥獣対策を図る必要がある。

○業務継続体制の整備

・被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。(再掲)

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

・山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を講じる必要がある。(再掲)

○土砂災害の防止

・土砂災害警戒区域等における危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する必要がある。(再掲)

・機能の低下した森林、被災した森林等を改良し、機能の維持回復又は増加を目的とした事業を展開し、水源涵養機能、防災機能及び生活環境保全機能を併せ持つ森林の造成及び改良を実施する必要がある。(再掲)

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○農業基盤の整備

・広域に及ぶ農業水利施設については、耐用年数を経過するものが今後、急速に増加

する見通しであることから、施設の老朽化の状態を判断し、必要箇所の部分的な更新、予防保全等の工事を実施する必要がある。(再掲)

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、大量の瓦礫が発生した。また、廃棄物処理施設が被災したため、処理が追いつかず、復旧・復興が大幅に遅れる事態となった。

《個別施策分野》

2) 住環境

○災害廃棄物対策

- ・災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を選定しておく必要がある。
- ・災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないように、県及び関係機関との連携体制を整備する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、瓦礫が大量に内陸部まで流されてきた。緊急輸送道路等の道路啓開作業等を行う人材や重機を投入するも、被害が広範囲に及ぶ中、建設業者等も多数被災していることから、処理が追いつかない事態となり、復旧・復興が大幅に遅れる原因となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との災害時支援協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。(再掲)
- ・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。(再掲)

2) 住環境

○人材の確保

・災害により被災した建築物及び宅地からの二次災害を防止、軽減するために、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行えるよう、県及び判定士との連携強化を図る必要がある。

・災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。

5) 国土保全

○受援体制の整備

・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、長期の避難生活を余儀なくされ、地域のコミュニティが崩壊した。それらの被災地域では空き家への侵入、窃盗などの治安の悪化によって、復旧・復興が遅れる事態となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○社会秩序の維持

・治安の悪化が懸念されることから、住民による犯罪抑止の見守りが必要であるため、自主防災組織に対して出前講座等により啓発を行う必要がある。

2) 住環境

○住宅対策

・応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を選定しておく必要がある。

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

・避難所や応急仮設住宅等を巡回し、被災者のこころのケア対策を実施するとともに、支援窓口を案内する等の相談業務を行う必要がある。

・抵抗力の衰え等から感染症に罹りやすくなるため、口腔衛生や手洗い等の衛生環境の整備を図る必要がある。

○健康・福祉のまちづくりの推進

・避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、基幹インフラが想定規模を超える広域で損壊し、復旧・復興が遅れる事態となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との災害時支援協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。(再掲)
- ・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。(再掲)

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し、整備を行う必要がある。(再掲)
- ・本市の緊急輸送道路の中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、立体化、4車線化や無電柱化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行い、整備促進を図る必要がある。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)
- ・津松阪港(松阪港区)については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。(再掲)

○土砂災害の防止

- ・土砂災害警戒区域等における危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

<脆弱性の評価のポイント>

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化

大規模自然災害に対して、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、早急に取り組んでいく必要がある。そのためには、施策の重点化を図りつつ、計画的に施策を推進していく必要がある。

(2) 国、県、市民、民間等との連携

国土強靱化を推進していくためには、国・県・市民・民間事業者等と連携し、協力していくことが重要である。

4 推進すべき施策プログラム

(1) 松阪市の国土強靱化に向けた施策プログラム

- ・前章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、松阪市の国土強靱化に向け、33の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを策定する。
- ・施策プログラム毎に数値目標を設定し、目標に沿った進捗管理を実施する。

プログラムごとの推進方針は下記のとおりである。

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生		
シナリオ		
南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。その直後に、市内各地で建物・交通施設等の倒壊が起こり、道路が寸断する地域も出たため、多くの死傷者が発生した。		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<<個別施策分野>> 1) 行政施策 ○防災体制の整備 ・市職員の初動体制の強化を図る。 ・行政、関係機関が一体となった実践的な防災訓練を実施する。 ○消防活動体制の整備 ・消防団員の訓練を実施するとともに、資機材の充実強化を図る。 ・事業所等の協力を得て消防団員の確保に努める。 ○情報通信体制の整備 ・道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。 ○受援体制の整備 ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実	【防災】防災計画の見直し・周知 実施中（H29） 【防災】実践的な防災訓練 実施中 【消防】消防訓練の実施 実施中 【消防】消防団員数 1332名（R1）	実施（随時） 継続（毎年度） 継続（毎年度） 人員確保（条例定数1420名）（随時） 継続（随時）

<p>施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との災害時支援協定の締結 ・受援計画の策定 	
<p>2) 住環境</p> <p>○空き家の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 2 月に策定した「松阪市空家等対策計画」に基づき施策を進めていく。 ・倒壊の恐れのある危険な空き家の所有者に対し、適切な管理を促すとともに、除却を支援する。 	<p>【建開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等数 3,109 軒 (H30)) ・C 判定空き家 (実態調査にて「住めない空き家」と判定された空き家) 758 軒 (H30) 	<p>2,800 軒 (R4)</p> <p>680 軒 (R4)</p>
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○災害医療体制の整備</p> <p>県、災害拠点病院、関係機関と連携し、災害時の医療体制が図れるよう協議する。</p> <p>○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。 ・福祉避難所の指定数を要配慮者の特性を考慮し、増やすための方策を検討する。 	<p>【防災】避難行動要支援者名簿の更新 1 回／年 (H27)</p> <p>【障がい・子発・介護】福祉避難所の指定数 54 か所 (R1)</p>	<p>継続 (毎年度)</p> <p>指定 (随時)</p>
<p>5) 国土保全</p> <p>○無電柱化の推進</p> <p>市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。</p>	<p>【土木】街路事業 (国庫補助社会資本総合整備交付金事業)</p>	
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各家庭における防災・減災対策を進めるため、市民に対し住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の防災啓発を行う。 	<p>【防災】出前講座の実施 実施中</p>	<p>継続 (毎年度)</p>
<p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○市有施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施 	<p>【財務】公共施設等総合管理計画策定事業 策定中 (H28)</p>	

<p>設の適切な維持保全活動に努める。</p> <p>・松阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく。</p> <p>・松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく。</p> <p>○住宅・建築物の耐震化</p> <p>・地域住民に対して、耐震診断や改修の必要性及びそれらに対する支援制度の周知を行う。</p>	<p>【住宅】公営住宅等ストック総合改善事業（国庫 社会資本整備総合交付金）実施中</p> <p>【住宅】住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）（国庫 社会資本整備総合交付金）</p> <p>【住宅・財務】住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）（国庫 社会資本整備総合交付金）進捗率 50%（R1）</p> <p>【教総】松阪市学校施設等長寿命化計画策定事業 策定中（R2）</p> <p>【教総】小中学校施設整備事業</p> <p>【教総】学校施設環境改善交付金事業</p> <p>【防災】住宅の耐震化率 81.2%（H26 末）</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業（木造住宅耐震診断委託事業、木造住宅耐震改修等事業補助金）（国庫 社会資本整備総合交付金、県補助 三重県木造住宅耐震補強等事業費補助金） 実施中</p> <p>【防災】住宅・建築物安全ストック形成事業（危険ブロック塀等除却）（国庫 社会資本整備総合交付金）</p>	<p>継続（毎年度）</p> <p>実施（随時）</p> <p>100%（R2）</p> <p>100%（R2）</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>実施（随時）</p> <p>84.4%（R2）</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>継続（毎年度）</p>
---	---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・家具転倒防止金具を設置しようとする高齢者や障がい者等に対し、設置費用及び金具費用について上限を設け補助を行う。 ・社会福祉施設の老朽化に係る改修や非常用電源設備の設置などの整備補助を支援する。 ・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。 	<p>本整備総合交付金) 実施中</p> <p>【防災】高齢者世帯家具等転倒防止支援事業 実施中</p> <p>【介護・高支】地域介護・福祉空間整備費補助金(国庫補助地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金) (R1)</p> <p>【建開・防災】避難路沿道建築物耐震診断実施率 36.4% (R1)</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業(避難路沿道建築物耐震事業、避難路沿道建築物耐震診断補助金、避難路沿道建築物耐震改修等事業費補助金)(国庫 社会資本総合整備交付金事業、県補助 避難路沿道建築物耐震対策支援事業)</p>	<p>実施(毎年度)</p> <p>実施(随時)</p> <p>100%(R2)</p> <p>実施(毎年度)</p>
--	--	---

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

シナリオ

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。耐震化が不十分な店舗、旅館、学校、老人ホーム等の不特定多数の方が利用する施設の倒壊・火災が発生し、多くの死傷者が発生した。

推進方針	指標(現状値)	指標(目標値)
<p>1) 行政施策</p> <p>○学校等防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園及び幼稚園において、園児及び職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。 ・小・中学校において、児童・生徒が自ら積 	<p>【こ未】保育園・幼稚園での防災教育・防災訓練 実施中</p> <p>【学支】小・中学校での防災</p>	<p>継続(毎年度)</p> <p>継続(毎年度)</p>

<p>極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。</p>	<p>教育・防災訓練 実施中</p>	
<p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○市有施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適切な維持保全活動に努める。 ・松阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく。 ・松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく。 <p>○保育施設等の整備</p>	<p>【財務】公共施設等総合管理計画策定事業 策定中 (H28)</p> <p>【住宅】公営住宅等ストック総合改善事業 (国庫 社会資本整備総合交付金) 実施中</p> <p>【住宅】住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業) (国庫 社会資本整備総合交付金)</p> <p>【住宅・財務】住宅・建築物安全ストック形成事業 (住宅・建築物アスベスト改修事業) (国庫 社会資本整備総合交付金) 進捗率 50% (R1)</p> <p>【教総】松阪市学校施設等長寿命化計画策定事業 策定中 (R2)</p> <p>【教総】小中学校施設整備事業</p> <p>【教総】学校施設環境改善交付金事業</p> <p>【こ未】保育施設等の整備 実施中</p>	<p>継続 (毎年度)</p> <p>実施 (随時)</p> <p>100% (R2)</p> <p>100% (R2)</p> <p>継続 (毎年度)</p> <p>実施 (随時)</p> <p>継続 (毎年度)</p>

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

シナリオ

南海トラフ巨大地震の発生後、沿岸部に津波が襲来し、市域の内陸部まで到達した。逃げ遅れ等に

よる多数の死傷者・行方不明者が発生した。		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。 ・市民が安全かつ迅速に津波から避難できるよう、津波避難訓練を継続して実施する。 <p>○学校等防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園及び幼稚園において、園児及び職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。（再掲） ・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。（再掲） <p>○避難環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設の建設、津波避難ビルの指定を行う。 ・地域住民等が津波から円滑に避難できるよう、津波避難誘導看板等を設置する。 ・停電時の夜間においても円滑に避難できるよう、避難路や避難場所にソーラー式LED 避難誘導灯を設置する。 ・安全かつ確実に津波からの避難が可能となるよう、特定避難路を検討し、県に提案を行う。 ・地域住民のそれぞれが主体として意識をもち、自主的な避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営訓練 	<p>【防災】総合防災訓練の実施 実施中</p> <p>【防災】各地区の津波避難訓練への支援 実施中</p> <p>【こ未】保育園・幼稚園での防災教育・防災訓練 実施中</p> <p>【学支】小・中学校での防災教育・防災訓練 実施中</p> <p>【防災】津波避難計画の策定 (H30)</p> <p>津波避難施設（津波避難タワー）整備事業（国庫 社会資本整備総合交付金）</p> <p>【防災】津波緊急一時避難ビル看板の設置 実施中</p> <p>【防災】電光式避難所看板（自動開錠ボックス付）の設置率 87.5% (R1)</p> <p>【防災】避難所運営訓練 (HUG) の実施 実施中</p>	<p>継続（毎年度）</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>整備（R3）</p> <p>100%（R2）</p> <p>継続（毎年度）</p>

<p>(HUG) 等を実施する。</p> <p>○情報通信体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。 ・防災行政無線のデジタル化を行う。 <p>・J-ALERT・三重県防災情報システムのL-ALERT 機能による避難勧告等の情報発信やエリアメール、緊急速報メールによる緊急情報の発信を継続する。</p> <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。(再掲) 	<p>【防災】情報伝達訓練の実施 実施中</p> <p>【防災】防災行政無線（同報系）整備事業（H20～）</p> <p>【防災】エリアメール、緊急速報メールによる情報提供 実施中</p> <p>【防災】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との災害時支援協定の締結 ・受援計画の策定 	<p>継続（毎年度）</p> <p>デジタル化完了 (R1)</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>継続（随時）</p>
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○保健・医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関合同の災害医療救護訓練により、連携体制の充実強化を図る。 ・県、災害拠点病院、関係機関と連携し、災害時の医療体制が図れるよう協議する。 <p>○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。(再掲) ・福祉避難所の指定数を要配慮者の特性を考慮し、増やすための方策を検討する。(再掲) <p>○健康・福祉のまちづくりの推進</p>	<p>【健づく】災害医療救護訓練の実施 実施中</p> <p>【防災】避難行動要支援者名簿の更新 1回/年 (H27)</p> <p>【障がい・子発・介護】福祉避難所の指定数 54か所 (R1)</p>	<p>継続（毎年度）</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>継続（毎年度）</p>

<p>・災害発生時において、一人でも多くの方が自力で避難できるよう、健康づくりを推進する。</p>	<p>【健づく】健康増進事業・健康教室等の実施 実施中 【高支】介護予防事業 実施中</p>	<p>継続（毎年度） 継続（毎年度）</p>
<p>5) 国土保全</p> <p>○海岸保全の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設等の整備を促進するよう県及び国に働きかける。 ・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。 <p>○河川等管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び関係機関と協力して河川及び河川管理施設の整備を推進する。 	<p>【農水】水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業）進捗率80%（R1） 市単独漁港整備事業</p> <p>【土木】準用河川九手川河川改修事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率66% 【土木】準用河川甚太川河川改修事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業） 【土木】河川改良単独事業（市単独事業）</p>	<p>整備継続（随時） 100%（R6）</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対して、津波ハザードマップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。 ・地域ごとの地区防災計画の策定を推進する。 ・災害時における、観光客の安全確保に向けた取組みを実施する。 	<p>【防災】出前講座の実施 実施中</p> <p>【防災】地区防災計画策定支援（H30～）</p>	<p>継続（毎年度） 継続（毎年度）</p>

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水シナリオ
異常気象等による集中豪雨により、櫛田川、雲出川ほか市内の河川の堤防の越水もしくは決壊が起

こり多数の死傷者が発生した。大量の水が市街地まで流入し、市域が広範囲にわたって長期間浸水する事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。(再掲) ・ 市民一人一人が適切な避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する。 <p>○市街地等の浸水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中豪雨による市街地等への浸水を防止するため、雲出川、櫛田川、金剛川、阪内川、三渡川水系河川整備計画に基き国・県と連携し河川整備事業を推進する。 <p>○情報通信体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。(再掲) ・ 道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、伝達体制の強化を図る。(再掲) 	<p>【防災】総合防災訓練の実施 実施中</p> <p>【防災】HP・広報掲載・出前講座の実施 実施中</p> <p>【土木】総合雨水対策10か年戦略事業(市単独事業)</p> <p>【土木】浸水対策事業(市単独事業)</p> <p>【防災】情報伝達訓練の実施 実施中</p>	<p>継続(毎年度)</p> <p>継続(毎年度)</p> <p>継続(毎年度)</p>
<p>2) 住環境</p> <p>○排水体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、防災体制の整備を推進する。 	<p>【下水道】雨水施設ストックマネジメント事業実施中(国庫補助事業防災安全交付金事業)</p> <p>【下水道】沖スポンプ場増設工事实施中</p> <p>【下水道】浸水対策工事(国庫補助事業防災安全交付金事業)</p> <p>【下水道】効率的な雨水管理</p>	<p>継続(随時)</p> <p>完了(R5)</p> <p>継続(毎年度)</p>

<p>・排水ポンプ等の操作訓練と作動点検を実施する。</p>	<p>計画の策定(国庫補助事業防災安全交付金事業) 【下水道】 都市下水路施設整備事業(市単独事業) 【下水道】 都市下水路管理運営事業(市単独事業)</p>	
<p>5) 国土保全 ○河川等管理体制の強化 ・県及び関係機関と協力して河川及び河川管理施設の整備を推進する。</p>	<p>【土木】 準用河川九手川河川改修事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率66% 【土木】 準用河川甚太川河川改修事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 【土木】 河川改良単独事業(市単独事業)</p>	<p>100%(R6)</p>
<p>《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・地域住民に対して、大雨によって一級・二級河川が氾濫した場合等の浸水想定区域図の周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。</p>	<p>【防災】 HP 掲載・出前講座の実施 実施中 【下水道】 内水浸水想定区域図・内水ハザードマップの策定(国庫補助事業防災安全交付金事業)</p>	<p>継続(毎年度)</p>

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生		
<p>シナリオ 南海トラフ巨大地震や集中豪雨による地盤の緩みが原因で土砂災害が発生し、多数の死傷者・行方不明者が発生した。</p>		
推進方針	指標(現状値)	指標(目標値)
<p>《個別施策分野》 1) 行政施策 ○情報通信体制の整備</p>		

<p>・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。(再掲)</p>	<p>【防災】情報伝達訓練の実施 実施中</p>	<p>継続（毎年度）</p>
<p>4) 産業 ○農業基盤の整備 ・ため池の整備を推進する。</p>	<p>【農村】地域ため池総合整備事業</p>	<p>整備継続（随時）</p>
<p>5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備を推進し、森林の適正な管理につとめる。</p> <p>○土砂災害の防止 ・土砂災害警戒区域等における危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する。</p> <p>・交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森林・農地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。</p>	<p>【林業】林道トロセ線開設工事(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率30%(R1)</p> <p>【土木】道路災害防除事業 【土木】急傾斜地崩壊対策事業 【土木】砂防事業</p> <p>【林業】みえ森と緑の県民税市町交付金事業（県交付金事業） 【土木】道路整備単独事業（市単独事業）</p>	<p>100%(R6)</p>
<p>《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・地域住民に対して、ため池ハザードマップの周知を図るとともに、他のハザードマップと併用しながら市民の防災意識の向上に努める。</p>	<p>【防災・農村】HP 掲載・出前講座の実施 実施中</p>	<p>継続（毎年度）</p>

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波などの影響による情報通信の途絶や、避難勧告等の発表が遅れたことが影響し、住民の避難行動が遅れ、多数の死傷者が発生した。		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<< 個別施策分野 >> 1) 行政施策 ○情報通信体制の整備 ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。(再掲) ・防災行政無線のデジタル化を行う。(再掲) ・J-ALERT・三重県防災情報システムのL-ALERT 機能による避難勧告等の情報発信やエリアメール、緊急速報メールによる緊急情報の発信を継続する。(再掲)	【防災】情報伝達訓練の実施 実施中 【防災】防災行政無線(同報系)整備事業(H20~) 【防災】エリアメール、緊急速報メールによる情報提供 実施中	継続(毎年度) デジタル化完了(R1) 継続(毎年度)
3) 保健医療・福祉 ○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備 ・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。(再掲)	【防災】避難行動要支援者名簿の更新 1回/年(H27)	継続(毎年度)
<< 横断的分野 >> 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・地域住民に対して、津波ハザードマップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。(再掲)	【防災】出前講座の実施 実施中	継続(毎年度)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止シナリオ		
南海トラフ巨大地震、津波等により、道路が通行不能となり、物資の輸送が困難な状態となった。このため、食料・飲料水等の物資の不足が生じた。		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<< 個別施策分野 >> 1) 行政施策 ○防災体制の整備 ・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との	【防災】総合防災訓練の実施	継続(毎年度)

<p>連携強化のため、合同訓練を実施する。(再掲)</p> <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。(再掲) ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる活動拠点を検討する。 ・物資の供給や一時保管場所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。 <p>○避難環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実を図る。 ・備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう分散備蓄等を検討する。 	<p>実施中</p> <p>【防災】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との災害時支援協定の締結 ・受援計画の策定 <p>【防災】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資の供給に関する協定の締結 <p>【防災】災害用備蓄管理事業 実施中</p> <p>【防災】分散備蓄等の検討 実施中</p>	<p>継続 (随時)</p> <p>継続 (随時)</p> <p>継続 (毎年度)</p> <p>継続 (毎年度)</p>
<p>2) 住環境</p> <p>○応急給水体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急給水等の訓練を実施し、「上下水道部震災対策マニュアル」の見直しを行う。 ・災害時に水の確保ができない場合に備え、近隣市町や関係機関との協力体制の強化を図る。 	<p>【上水道】上下水道部災害対策マニュアル</p> <p>【上水道】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助に必要な物資の供給に関する協定 ・災害時の相互物資援助に関する協定 	<p>改定 (随時)</p>
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○保健・医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「松阪市地域防災計画」に基づき、県や関係 		

<p>機関と連携して医薬品等の確保と供給体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に迅速に福祉用具等物資の調達が行えるよう、関係組織との連携を強化する。 	<p>【介護】災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定を締結済（H30）</p>	
<p>5) 国土保全</p> <p>○道路・橋梁の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。（再掲） <p>・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他の立体化4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性</p>	<p>【土木】島田北10号線道路新設事業 進捗率0%(R1)</p> <p>【土木】星合舞出線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率60%(R1)</p> <p>【土木】街路事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）</p> <p>【土木】榑田駅東黒部線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率0%(R1)</p> <p>【土木】松阪六軒線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率90%(R1)</p> <p>【土木】地方創生道整備事業（国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業）進捗率0%(R1)</p> <p>【土木】道路整備単独事業（市単独事業）</p>	<p>100%(R7)</p> <p>100%(R4)</p> <p>100%(R11)</p> <p>100%(R2)</p> <p>100%(R6)</p>

<p>の高いものから整備を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルートである国道 23 号、国道 42 号の沿岸部は、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートについても検討する。 ・橋梁の耐震化を図る。 <p>・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備を推進し、森林の適正な管理につとめる。(再掲)</p> <p>○狭あい道路の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路の整備を促進し、安全な市街地形成を図る。 <p>○土砂災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森林・農地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 【土木】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 76% (R1) 【土木】橋梁長寿命化修繕事業 【土木】橋梁長寿命化定期点検事業 2 巡目 点検率 3% (R1) 【林業】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 0%(R1 計画策定) 【林業】橋梁長寿命化定期点検事業 点検率 100%(R1) 【農村】橋梁長寿命化定期点検事業 <ul style="list-style-type: none"> 【林業】林道トロセ線開設工事(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 30%(R1) <ul style="list-style-type: none"> 【建開】狭あい道路整備等促進事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 実施中 <ul style="list-style-type: none"> 【林業】みえ森と緑の県民税市町交付金事業(県交付金事業) 【土木】道路整備単独事業(市単独事業) 	<p>100%(R5)</p> <p>整備継続(随時)</p> <p>継続(次回 R5~R6)</p> <p>100%(R6)</p> <p>継続(毎年度)</p>
--	---	--

<p>○海岸保全の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。(再掲) ・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、津松阪港（松阪港区）の整備や適切な維持管理を行う。 <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。 	<p>【農水】水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業）進捗率 80% (R1)</p> <p>市単独漁港整備事業</p> <p>【土木】津松阪港（松阪港区 大口埠頭）港湾改修事業 進捗率 55%</p>	<p>整備継続（随時）</p> <p>100% (R5)</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○備蓄の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助・公助の観点から市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での、水や食料、生活必需品等の備蓄促進を啓発する。 	<p>【防災】HP・広報掲載・出前講座の実施 実施中</p>	<p>継続（毎年度）</p>
<p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○市有施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化を推進する。 <p>○住宅・建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。(再掲) 	<p>【上水道】水道施設等耐震化事業基幹管路耐震適合率 36.6% (H30)</p> <p>浄水施設耐震化率 96.6% (H30)</p> <p>【建開・防災】避難路沿道建築物耐震診断実施率 36.4% (R1)</p> <p>住宅・建築物安全ストック形</p>	<p>37% (R1)</p> <p>100% (R2)</p> <p>実施（毎年度）</p>

	成事業（避難路沿道建築物耐震事業、避難路沿道建築物耐震診断補助金、避難路沿道建築物耐震改修等事業費補助金）（国庫 社会資本総合整備交付金事業、県補助 避難路沿道建築物耐震対策支援事業）	
--	--	--

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
シナリオ 南海トラフ巨大地震や津波等により、各地で道路や橋梁の損壊が発生したことで通行不能となり、孤立集落等が発生した。また、多数の箇所が通行不能になったことで道路等の復旧が長期化した。		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。（再掲） ・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道 42 号松阪多気バイパ	【土木】島田北 10 号線道路新設事業 進捗率 0%(R1) 【土木】星合舞出線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 60%(R1) 【土木】街路事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業） 【土木】櫛田駅東黒部線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 0%(R1) 【土木】松阪六軒線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 90%(R1) 【土木】地方創生道整備事業（国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業）進捗率 0%(R1) 【土木】道路整備単独事業（市単独事業）	100%(R7) 100%(R4) 100%(R11) 100%(R2) 100%(R6)

<p>ス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他の立体化4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)</p> <p>・ 橋梁の耐震化を図る。(再掲)</p> <p>○土砂災害の防止</p> <p>・ 交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森林・農地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。(再掲)</p> <p>○受援体制の整備</p> <p>・ 緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)</p>	<p>【土木】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 76% (R1)</p> <p>【土木】橋梁長寿命化修繕事業</p> <p>【土木】橋梁長寿命化定期点検事業 2 巡目 点検率 3% (R1)</p> <p>【林業】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 0%(R1 計画策定)</p> <p>【林業】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 0%(R1 計画策定)</p> <p>【農村】橋梁長寿命化定期点検事業</p> <p>【林業】みえ森と緑の県民税市町交付金事業 (県交付金事業)</p> <p>【土木】道路整備単独事業 (市単独事業)</p>	<p>100%(R5)</p> <p>整備継続 (随時)</p> <p>100%(R5)</p> <p>継続(次回 R5～R6)</p>
--	---	--

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足シナリオ		
南海トラフ巨大地震や津波等により、自衛隊、警察、消防、海保等の施設や車両・資機材等に被害が出たことに加え、各職員も被災したことで救助・救出活動に遅れが生じた。		
推進方針	指標 (現状値)	指標 (目標値)

<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員の初動体制の強化を図る。 ・行政、関係機関が一体となった実践的な防災訓練を実施する。 <p>○消防活動体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る。(再掲) ・事業所等の協力を得て消防団員の確保に努める。(再掲) <p>○情報通信体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。 <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。 	<p>【防災】防災計画の見直し・周知 実施中 (H29)</p> <p>【防災】実践的な防災訓練 実施中</p> <p>【消防】消防訓練の実施 実施中</p> <p>【消防】消防団員数 1332 名 (R1)</p> <p>【防災】協定の締結締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との災害時支援協定の締結 ・受援計画の策定 	<p>実施 (随時)</p> <p>継続 (毎年度)</p> <p>継続 (毎年度)</p> <p>人員確保 (条例定数 1420 名) (随時)</p> <p>継続 (随時)</p>
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○保健・医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関合同の災害医療救護訓練により、連携体制の充実強化を図る。(再掲) ・県、災害拠点病院、関係機関と連携し、災害時の医療体制が図れるよう協議する。(再掲) ・「松阪市地域防災計画」に基づき、県や関係機関と連携して医薬品等の確保と供給体制を整備する。(再掲) 	<p>【健づく】災害医療救護訓練の実施 実施中</p>	<p>継続 (毎年度)</p>

<p>○業務継続体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院や福祉施設に対して、事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。 		
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る。 		

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
シナリオ		
南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給施設等が被災し、長期にわたり、必要な電力、燃料等の調達不足したことで、救助・救急、医療活動に遅れが生じた。		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。（再掲） ・災害対応車両等への優先供給について協定を締結している石油販売事業者や組合との連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う。 <p>○消防活動体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る。（再掲） <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる活動拠点を検討する。（再掲） ・ボランティアの受援体制を整備する。 	<p>【防災】合同訓練の実施 実施中</p> <p>【防災】協定の締結 締結済</p> <p>【消防】消防訓練の実施 実施中</p> <p>【消防】消防団防災資機材等整備事業 実施中</p>	<p>継続（毎年度）</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>継続（毎年度）</p>

<p>○エネルギーの有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、新たに建設する施設について、コスト面等を勘案した上で、自家発電設備等の導入を検討する。 		
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○保健・医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関合同の災害医療救護訓練により、連携体制の充実強化を図る。(再掲) ・県、災害拠点病院、関係機関と連携し、災害時の医療体制が図れるよう協議する。(再掲) ・「松阪市地域防災計画」に基づき、県や関係機関と連携して医薬品等の確保と供給体制を整備する。(再掲) <p>○業務継続体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院や福祉施設に対して、事業継続計画(BCP)策定の必要性を周知する。(再掲) 	<p>【健づく】災害医療救護訓練の実施 実施中</p>	<p>継続(毎年度)</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る。(再掲) 		

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足

<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波等により、想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)が発生し、食料・飲料水等の物資の不足、一時滞在施設を確保する必要が生じた。</p>		
<p>推進方針</p>	<p>指標(現状値)</p>	<p>指標(目標値)</p>
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。 	<p>【防災】総合防災訓練の実施 実施中</p>	<p>継続(毎年度)</p>

<p>(再掲)</p> <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。(再掲) ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる活動拠点を検討する。(再掲) ・物資の供給や一時保管場所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。(再掲) <p>○避難環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実を図る。(再掲) ・備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう分散備蓄等を検討する。(再掲) 	<p>【防災】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との災害時支援協定の締結 ・受援計画の策定 <p>【防災】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資の供給に関する協定の締結 <p>【防災】災害用備蓄管理事業 実施中</p> <p>【防災】分散備蓄等の検討 実施中</p>	<p>継続 (随時)</p> <p>継続 (随時)</p> <p>継続 (毎年度)</p> <p>継続 (毎年度)</p>
<p>2) 住環境</p> <p>○応急給水体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急給水等の訓練を実施し、「上下水道部震災対策マニュアル」の見直しを行う。(再掲) ・災害時に水の確保ができない場合に備え、近隣市町や関係機関との協力体制の強化を図る。(再掲) 	<p>【上水道】上下水道部災害対策マニュアル</p> <p>【上水道】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助に必要な物資の供給に関する協定 ・災害時の相互物資援助に関する協定 	<p>改定 (随時)</p>
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○保健・医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「松阪市地域防災計画」に基づき、県や関 		

<p>係機関と連携して医薬品等の確保と供給体制を整備する。(再掲)</p>		
<p>5) 国土保全</p> <p>○道路・橋梁の整備</p> <p>・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。(再掲)</p> <p>・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他の立体化4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)</p> <p>・緊急輸送ルートである国道23号、国道42号の沿岸部は、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートについても検討する。(再掲)</p>	<p>【土木】島田北10号線道路新設事業 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】星合舞出線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 60%(R1)</p> <p>【土木】街路事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業)</p> <p>【土木】櫛田駅東黒部線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】松阪六軒線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 90%(R1)</p> <p>【土木】地方創生道整備事業(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】道路整備単独事業(市単独事業)</p>	<p>100%(R7)</p> <p>100%(R4)</p> <p>100%(R11)</p> <p>100%(R2)</p> <p>100%(R6)</p>

<p>・橋梁の耐震化を図る。(再掲)</p> <p>・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備を推進し、森林の適正な管理につとめる。(再掲)</p> <p>○土砂災害の防止</p> <p>・交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森林・農地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。(再掲)</p> <p>○海岸保全の強化</p> <p>・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。(再掲)</p> <p>・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、津松阪港(松阪港区)の整備や適切な維持管理を行う。(再掲)</p> <p>○受援体制の整備</p>	<p>【土木】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 76% (R1)</p> <p>【土木】橋梁長寿命化修繕事業</p> <p>【土木】橋梁長寿命化定期点検事業 2 巡目 点検率 3% (R1)</p> <p>【林業】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 0%(R1 計画策定)</p> <p>【林業】橋梁長寿命化定期点検事業 点検率 100%(R1)</p> <p>【農村】橋梁長寿命化定期点検事業</p> <p>【林業】林道トロセ線開設工事(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 30%(R1)</p> <p>【林業】みえ森と緑の県民税市町交付金事業(県交付金事業)</p> <p>【土木】道路整備単独事業(市単独事業)</p> <p>【農水】水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業) 進捗率 80%(R1)</p> <p>市単独漁港整備事業</p> <p>【土木】津松阪港(松阪港区大口埠頭)港湾改修事業 進捗率 55%</p>	<p>100%(R5)</p> <p>整備継続(随時)</p> <p>100%(R5)</p> <p>継続(次回 R5～R6)</p> <p>100%(R6)</p> <p>整備継続(随時)</p> <p>100%(R5)</p>
---	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲) 		
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○備蓄の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助・公助の観点から市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での、水や食料、生活必需品等の備蓄促進を啓発する。(再掲) 	<p>【防災】HP・広報掲載・出前講座の実施 実施中</p>	<p>継続（毎年度）</p>
<p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○市有施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化を推進する。(再掲) <p>○住宅・建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。(再掲) 	<p>【上水道】水道施設等耐震化事業基幹管路耐震適合率 36.6% (H30)</p> <p>浄水施設耐震化率 96.6% (H30)</p> <p>【建開・防災】避難路沿道建築物耐震診断実施率 36.4% (R1)</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業（避難路沿道建築物耐震事業、避難路沿道建築物耐震診断補助金、避難路沿道建築物耐震改修等事業費補助金）(国庫 社会資本総合整備交付金事業、県補助 避難路沿道建築物耐震対策支援事業)</p>	<p>37% (R1)</p> <p>100% (R2)</p> <p>実施（毎年度）</p>

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、医療機関や医療従事者が被災し、対応が追いつかない状況となった。広域的な受援を受けるが、道路の寸断により、必要な物資、燃料等の調達が不足し、受援体制の受入れが思うように進まない状況となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。（再掲） ・災害対応車両等への優先供給について協定を締結している石油販売事業者や組合との連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う。 <p>○消防活動体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る。（再掲） <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる活動拠点を検討する。（再掲） ・ボランティアの受援体制を整備する。（再掲） 	<p>【防災】合同訓練の実施 実施中</p> <p>【防災】協定の締結 締結済</p> <p>【消防】消防訓練の実施 実施中</p> <p>【消防】消防団防災資機材等整備事業 実施中</p>	<p>継続（毎年度）</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>継続（毎年度）</p>
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○保健・医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関合同の災害医療救護訓練により、連携体制の充実強化を図る。（再掲） ・県、災害拠点病院、関係機関と連携し、災害時の医療体制が図れるよう協議する。（再掲） ・「松阪市地域防災計画」に基づき、県や関係機関と連携して医薬品等の確保と供給体制を整備する。（再掲） <p>○業務継続体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院や福祉施設に対して、事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。（再掲） 	<p>【健づく】災害医療救護訓練の実施 実施中</p>	<p>継続（毎年度）</p>
<p>5) 国土保全</p>		

<p>○道路・橋梁の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。(再掲) <p>・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道 42 号松阪多気バイパス、松阪第 2 環状線、六軒鎌田線他の立体化 4 車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の耐震化を図る。(再掲) 	<p>【土木】島田北 10 号線道路新設事業 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】星合舞出線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 60%(R1)</p> <p>【土木】街路事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業)</p> <p>【土木】櫛田駅東黒部線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】松阪六軒線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 90%(R1)</p> <p>【土木】地方創生道整備事業(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】道路整備単独事業(市単独事業)</p> <p>【土木】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 76%(R1)</p> <p>【土木】橋梁長寿命化修繕事</p>	<p>100%(R7)</p> <p>100%(R4)</p> <p>100%(R11)</p> <p>100%(R2)</p> <p>100%(R6)</p> <p>100%(R5)</p> <p>整備継続(随時)</p>
---	---	--

<p>・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備を推進し、森林の適正な管理につとめる。(再掲)</p> <p>○狭あい道路の整備促進</p> <p>・狭あい道路の整備を促進し、安全な市街地形成を図る。(再掲)</p> <p>○土砂災害の防止</p> <p>・交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森林・農地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。(再掲)</p> <p>○海岸保全の強化</p> <p>・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。(再掲)</p> <p>・緊急輸送港として機能するよう国、県と連</p>	<p>業</p> <p>【土木】橋梁長寿命化定期点検事業 2 巡目 点検率 3% (R1)</p> <p>【林業】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 0%(R1 計画策定)</p> <p>【林業】橋梁長寿命化定期点検事業 点検率 100%(R1)</p> <p>【農村】橋梁長寿命化定期点検事業</p> <p>【林業】林道トロセ線開設工事(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 30%(R1)</p> <p>【建開】狭あい道路整備等促進事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 実施中</p> <p>【林業】みえ森と緑の県民税市町交付金事業(県交付金事業)</p> <p>【土木】道路整備単独事業(市単独事業)</p> <p>【農水】水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業) 進捗率 80%(R1)</p> <p>市単独漁港整備事業</p> <p>【土木】津松阪港(松阪港区</p>	<p>100%(R5)</p> <p>継続(次回 R5~R6)</p> <p>100%(R6)</p> <p>継続(毎年度)</p> <p>整備継続(随時)</p> <p>100%(R5)</p>
--	---	--

<p>携し、津松阪港（松阪港区）の整備や適切な維持管理を行う。（再掲）</p> <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。（再掲） 	<p>大口埠頭）港湾改修事業 進捗率 55%</p>	
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る。（再掲） 		
<p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○住宅・建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。（再掲） 	<p>【建開・防災】避難路沿道建築物耐震診断実施率 36.4% (R1)</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業（避難路沿道建築物耐震事業、避難路沿道建築物耐震診断補助金、避難路沿道建築物耐震改修等事業費補助金）（国庫 社会資本総合整備交付金事業、県補助 避難路沿道建築物耐震対策支援事業）</p>	<p>100% (R2)</p> <p>実施（毎年度）</p>

2-7 疫病・感染症等の大規模発生		
<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波等により、上下水道施設が損壊し不衛生な状況に陥った。また、避難所において、避難生活の疲れから免疫力が低下し、感染症が拡大した。</p>		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>《個別施策分野》</p> <p>2) 住環境</p>		

<p>○排水体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な機器・水質の点検及び関係機関との協定締結等により、大規模災害に備えており、平成 29 年度に改訂した下水道総合地震対策計画に基づく、下水道業務継続計画（BCP）と併せて、対策訓練等により防災力の向上を図る必要がある。（再掲） <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務等の協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。 <p>○応急給水体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に水の確保ができない場合に備え、近隣市町や関係機関との協力体制の強化を図る。（再掲） 	<p>【下水道】下水道業務継続計画（BCP）の策定 策定済（H27）</p> <p>【下水道】協定の締結 締結済 三重県市町災害応援協定</p> <p>【上水道】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助に必要な物資の供給に関する協定 ・災害時の相互物資援助に関する協定 	<p>更新（随時）</p>
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○保健・医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づく臨時予防接種を実施する。 ・避難所における感染症・食中毒・生活不活発病等の予防対策のため、教育及び保健指導を行う。 ・県及び関係機関と連携し被災者の健康管理を行う。 <p>○遺体収容体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等、円滑に対応できる体制を整備する。 <p>○防疫体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な人員、薬剤、資機材等が不足す 	<p>【環境】三重県広域火葬計画</p>	

る場合に備え、県及び近隣市町に応援要請を行うとともに薬剤の調達やボランティアの活用等ができる体制を整備する。		
<<横断的分野>> 2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化を推進する。(再掲)	【上水道】水道施設等耐震化事業基幹管路耐震適合率 36.6%(H30) 浄水施設耐震化率 96.6%(H27)	37% (R1)

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
シナリオ		
南海トラフ巨大地震や津波等により、職員に死傷者が発生し、災害対応できない職員が多数発生した、また、市役所庁舎をはじめ、行政関係の施設が被害を受け、一部では機能しない状態となった。		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<<個別施策分野>> 1) 行政施策 ○防災体制の整備 ・市職員の初動体制の強化を図る。(再掲) ・行政、関係機関が一体となった実践的な防災訓練を実施する。(再掲) ・市災害対策本部体制の強化を図る。 ・災害対応車両等への優先供給について協定を締結している石油販売事業者や組合との連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う。 ○業務継続体制の整備 ・業務系システムの安定的な運用を維持していくために、様々な検証等を行う。 ・庁舎代替施設を想定した業務継続計画（BCP）を検討する。	【防災】防災計画の見直し・周知 実施中（H29） 【防災】実践的な防災訓練 実施中 【防災】協定の締結 締結済	実施（随時） 継続（毎年度） 策定済（H29）

<p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。(再掲) ・ボランティアの受援体制を整備する。(再掲) <p>○エネルギーの有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、新たに建設する施設について、コスト面等を勘案した上で、自家発電設備等の導入を検討する。(再掲) 	<p>【防災】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との災害時支援協定の締結 ・受援計画の策定 	<p>継続 (随時)</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○市有施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適切な維持保全活動に努める。(再掲) ・松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく。(再掲) 	<p>【財務】公共施設等総合管理計画策定事業 策定中 (H28)</p> <p>【教総】松阪市学校施設等長寿命化計画策定事業 策定中 (R2)</p> <p>【教総】小中学校施設整備事業</p> <p>【教総】学校施設環境改善交付金事業</p>	<p>100% (R2)</p> <p>継続 (毎年度)</p> <p>実施 (随時)</p>

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給施設が被災し、情報通信が機能しなくなり、災害情報が必要な者に伝達できない状況となった。</p>		
推進方針	指標 (現状値)	指標 (目標値)
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○情報通信体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を迅速に収集・共有・配信でき 	<p>【防災】情報伝達訓練の実施 実</p>	<p>継続 (毎年度)</p>

<p>るよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線のデジタル化を行う。(再掲) ・県内全域で消防救急無線のデジタル化を共同整備し、適切な運用を進める。 ・情報通信手段の多重化・複数化を図る。 <p>・キャッシュサイトなどの整備によりアクセスを分散させる。</p> <p>○エネルギーの有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、新たに建設する施設について、コスト面等を勘案した上で、自家発電設備等の導入を検討する。(再掲) 	<p>施中</p> <p>【防災】防災行政無線(同報系)整備事業(H20~)</p> <p>【消防】消防救急無線デジタル化整備事業 完了(H27)</p> <p>【防災・消防】衛星携帯電話等による情報伝達体制の整備 完了</p> <p>【防災・広報】Yahoo と協定の締結 締結済(H30)</p>	<p>デジタル化完了(R1)</p> <p>維持管理(毎年度)</p>
--	--	-------------------------------------

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下		
<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断し、生産活動に必要な部品の調達等が円滑にできなくなり、事業所の活動が停止した。</p>		
推進方針	指標(現状値)	指標(目標値)
<p>《個別施策分野》</p> <p>4) 産業</p> <p>○業務継続体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所等との連携や、HP 掲載により、事業者に対して事業継続計画(BCP)策定の必要性を周知する。 ・災害時には、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進する。 	<p>【商工】BCP 意識啓発研修実施</p>	<p>継続(毎年度)</p>
<p>5) 国土保全</p> <p>○道路・橋梁の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。(再掲) 	<p>【土木】島田北10号線道路新設事業 進捗率0%(R1)</p> <p>【土木】星合舞出線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交</p>	<p>100%(R7)</p> <p>100%(R4)</p>

<p>・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他の立体化4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)</p> <p>・緊急輸送ルートである国道23号、国道42号の沿岸部は、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートを検討する。(再掲)</p> <p>・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備を推進し、森林の適正な管理につとめる。(再掲)</p> <p>○土砂災害の防止</p> <p>・交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森</p>	<p>付金事業) 進捗率 60%(R1)</p> <p>【土木】街路事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業)</p> <p>【土木】橿田駅東黒部線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】松阪六軒線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 90%(R1)</p> <p>【土木】地方創生道整備事業(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】道路整備単独事業(市単独事業)</p> <p>【林業】林道トロセ線開設工事(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 30%(R1)</p> <p>【林業】みえ森と緑の県民税市町交付金事業(県交付金事業)</p>	<p>100%(R11)</p> <p>100%(R2)</p> <p>100%(R6)</p> <p>100%(R6)</p>
---	---	---

<p>林・農地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。 (再掲)</p> <p>○海岸保全の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。(再掲) <p>・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、津松阪港（松阪港区）の整備や適切な維持管理を行う。(再掲)</p> <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲) 	<p>【土木】道路整備単独事業（市単独事業）</p> <p>【農水】水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業）進捗率 80% (R1) 市単独漁港整備事業</p> <p>【土木】津松阪港（松阪港区大口埠頭）港湾改修事業 進捗率 55%</p>	<p>整備継続（随時）</p> <p>100%(R5)</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○住宅・建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。(再掲) 	<p>【建開・防災】避難路沿道建築物耐震診断実施率 36.4% (R1)</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業（避難路沿道建築物耐震事業、避難路沿道建築物耐震診断補助金、避難路沿道建築物耐震改修等事業費補助金）（国庫 社会資本総合整備交付金事業、県補助 避難路沿道建築物耐震対策支援事業）</p>	<p>100% (R2)</p> <p>実施（毎年度）</p>

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、事業所の施設倒壊等で電力の供給停止等や燃料供給ルートが途絶したことにより、必要な燃料の供給がされず、経済活動に大きな影響が生じた。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<< 個別施策分野 >> 4) 産業 ○業務継続体制の整備 ・商工会議所等との連携や、HP 掲載により、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。（再掲）	【商工】BCP 意識啓発研修実施	継続（毎年度）
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。（再掲） ・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道 42 号松阪多気バイパス、松阪第 2 環状線、六軒鎌田線他の立体化 4 車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。（再掲）	【土木】島田北 10 号線道路新設事業 進捗率 0%(R1) 【土木】星合舞出線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 60%(R1) 【土木】街路事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業） 【土木】橿田駅東黒部線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 0%(R1) 【土木】松阪六軒線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 90%(R1) 【土木】地方創生道整備事業（国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業）進捗率 0%(R1) 【土木】道路整備単独事業（市単独事業）	100%(R7) 100%(R4) 100%(R11) 100%(R2) 100%(R6)

<p>・緊急輸送ルートである国道 23 号、国道 42 号の沿岸部は、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートを検討する。(再掲)</p> <p>・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備を推進し、森林の適正な管理につとめる。(再掲)</p> <p>○土砂災害の防止</p> <p>・交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森林・農地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。(再掲)</p> <p>○海岸保全の強化</p> <p>・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。(再掲)</p> <p>・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、津松阪港（松阪港区）の整備や適切な維持管理を行う。(再掲)</p> <p>○受援体制の整備</p> <p>・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)</p>	<p>【林業】林道トロセ線開設工事（国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業） 進捗率 30%(R1)</p> <p>【林業】みえ森と緑の県民税市町交付金事業（県交付金事業）</p> <p>【土木】道路整備単独事業（市単独事業）</p> <p>【農水】水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業）進捗率 80%（R1） 市単独漁港整備事業</p> <p>【土木】津松阪港（松阪港区大口埠頭）港湾改修事業 進捗率 55%</p>	<p>100%(R6)</p> <p>整備継続（随時）</p> <p>100%(R5)</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○住宅・建築物の耐震化</p>		

<p>・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。(再掲)</p>	<p>【建開・防災】避難路沿道建築物耐震診断実施率 36.4% (R1) 住宅・建築物安全ストック形成事業(避難路沿道建築物耐震事業、避難路沿道建築物耐震診断補助金、避難路沿道建築物耐震改修等事業費補助金)(国庫 社会資本総合整備交付金事業、県補助 避難路沿道建築物耐震対策支援事業)</p>	<p>100% (R2) 実施(毎年度)</p>
---	--	------------------------------

5-3 食料等の安定供給の停滞		
<p>シナリオ 南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断され、食料等の安定供給ができない事態となった。</p>		
推進方針	指標(現状値)	指標(目標値)
<p>《個別施策分野》 1) 行政施策 ○避難環境の整備 ・災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実を図る。(再掲) ・備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう分散備蓄等を検討する。(再掲)</p>	<p>【防災】災害用備蓄管理事業 実施中 【防災】分散備蓄等の検討 実施中</p>	<p>継続(毎年度) 継続(毎年度)</p>
<p>4) 産業 ○農業基盤の整備 ・農業水利施設の長寿命化のため、施設の適正な維持管理を実施する。</p>	<p>【農村】多面的機能支払交付金事業 基幹水利施設ストックマネジメント事業 基幹水利施設整備事業 団体営農業基盤整備促進事業 小規模土地改良事業 土地改良施設維持管理適正化事業</p>	<p>継続(毎年度) 継続(毎年度)</p>

<p>○農業担い手の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の経営安定化や新たな担い手を育成・確保する。 <p>○業務継続体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進する。(再掲) ・農業協同組合、漁業協同組合等に対し、大規模災害時においても食料等の安定供給ができるよう働きかける。 	<p>【農水】農業次世代人材投資事業(経営開始型) 実施中</p> <p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金 実施中</p>	<p>継続 (毎年度)</p> <p>継続 (毎年度)</p>
<p>5) 国土保全</p> <p>○道路・橋梁の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。(再掲) <p>・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他の立体化4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道</p>	<p>【土木】島田北10号線道路新設事業 進捗率0%(R1)</p> <p>【土木】星合舞出線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率60%(R1)</p> <p>【土木】街路事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業)</p> <p>【土木】櫛田駅東黒部線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率0%(R1)</p> <p>【土木】松阪六軒線道路改良事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率90%(R1)</p> <p>【土木】地方創生道整備事業(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率0%(R1)</p> <p>【土木】道路整備単独事業(市単独事業)</p>	<p>100%(R7)</p> <p>100%(R4)</p> <p>100%(R11)</p> <p>100%(R2)</p> <p>100%(R6)</p>

<p>路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)</p> <p>・橋梁の耐震化を図る。(再掲)</p> <p>・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備を推進し、森林の適正な管理につとめる。(再掲)</p> <p>○狭あい道路の整備促進</p> <p>・狭あい道路の整備を促進し、安全な市街地形成を図る。(再掲)</p> <p>○土砂災害の防止</p> <p>・交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森林・農地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。(再掲)</p> <p>○海岸保全の強化</p> <p>・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。(再掲)</p>	<p>【土木】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 76% (R1)</p> <p>【土木】橋梁長寿命化修繕事業</p> <p>【土木】橋梁長寿命化定期点検事業 2 巡目 点検率 3% (R1)</p> <p>【林業】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 0%(R1 計画策定)</p> <p>【林業】橋梁長寿命化定期点検事業 点検率 100%(R1)</p> <p>【農村】橋梁長寿命化定期点検事業</p> <p>【林業】林道トロセ線開設工事 (国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 30%(R1)</p> <p>【建開】狭あい道路整備等促進事業 (国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 実施中</p> <p>【林業】みえ森と緑の県民税市町交付金事業 (県交付金事業)</p> <p>【土木】道路整備単独事業 (市単独事業)</p> <p>【農水】水産物供給基盤機能保全事業 (水産基盤ストックマネジメント事業) 進捗率 80%</p>	<p>100%(R5)</p> <p>整備継続 (随時)</p> <p>100%(R5)</p> <p>継続(次回 R5～R6)</p> <p>100%(R6)</p> <p>継続 (毎年度)</p> <p>整備継続 (随時)</p>
--	---	---

<p>・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、津松阪港（松阪港区）の整備や適切な維持管理を行う。（再掲）</p> <p>○受援体制の整備</p> <p>・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。（再掲）</p>	<p>(R1)</p> <p>市単独漁港整備事業</p> <p>【土木】津松阪港（松阪港区大口埠頭）港湾改修事業 進捗率 55%</p>	<p>100% (R5)</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○住宅・建築物の耐震化</p> <p>・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。（再掲）</p> <p>○農業基盤の整備</p> <p>・広域に及ぶ農業水利施設の老朽化の状態を判断し、更新・予防保全等に努める。</p>	<p>【建開・防災】避難路沿道建築物耐震診断実施率 36.4% (R1)</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業（避難路沿道建築物耐震事業、避難路沿道建築物耐震診断補助金、避難路沿道建築物耐震改修等事業費補助金）（国庫 社会資本総合整備交付金事業、県補助 避難路沿道建築物耐震対策支援事業）</p> <p>【農村】基幹水利施設整備事業</p>	<p>100% (R2)</p> <p>実施（毎年度）</p>

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止		
<p>シナリオ</p> <p>南海トラフ巨大地震や津波等により、緊急輸送道路等が途絶し、物資等が輸送出来なくなったことで、経済活動に大きな影響が生じた。</p>		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>《個別施策分野》</p> <p>5) 国土保全</p> <p>○道路・橋梁の整備</p> <p>・主要幹線道路等の整備を推進するとともに</p>	<p>【土木】島田北10号線道路新設</p>	<p>100% (R7)</p>

<p>に、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。(再掲)</p> <p>・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他の立体化4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)</p>	<p>事業 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】星合舞出線道路改良事業 (国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 60%(R1)</p> <p>【土木】街路事業 (国庫補助社会資本総合整備交付金事業)</p> <p>【土木】橿田駅東黒部線道路改良事業 (国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】松阪六軒線道路改良事業 (国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 90%(R1)</p> <p>【土木】地方創生道整備事業 (国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】道路整備単独事業 (市単独事業)</p>	<p>100%(R4)</p> <p>100%(R11)</p> <p>100%(R2)</p> <p>100%(R6)</p>
<p>・橋梁の耐震化を図る。(再掲)</p>	<p>【土木】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 76% (R1)</p> <p>【土木】橋梁長寿命化修繕事業</p> <p>【土木】橋梁長寿命化定期点検事業 2巡目 点検率 3% (R1)</p> <p>【林業】橋梁長寿命化耐震事業 耐震化率 0%(R1 計画策定)</p> <p>【林業】橋梁長寿命化定期点検事業 点検率 100%(R1)</p> <p>【農村】橋梁長寿命化定期点検</p>	<p>100%(R5)</p> <p>整備継続 (随時)</p> <p>100%(R5)</p> <p>継続(次回 R5～R6)</p>

<p>・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備を推進し、森林の適正な管理につとめる。(再掲)</p> <p>○狭あい道路の整備促進</p> <p>・狭あい道路の整備を促進し、安全な市街地形成を図る。(再掲)</p> <p>○海岸保全の強化</p> <p>・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。(再掲)</p> <p>・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、津松阪港(松阪港区)の整備や適切な維持管理を行う。(再掲)</p> <p>○受援体制の整備</p> <p>・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲))</p>	<p>事業</p> <p>【林業】林道トロセ線開設工事(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 30%(R1)</p> <p>【建開】狭あい道路整備等促進事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 実施中</p> <p>【農水】水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業) 進捗率 80%(R1)</p> <p>市単独漁港整備事業</p> <p>【土木】津松阪港(松阪港区大口埠頭)港湾改修事業 進捗率 55%</p>	<p>100%(R6)</p> <p>継続(毎年度)</p> <p>整備継続(随時)</p> <p>100%(R5)</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○住宅・建築物の耐震化</p> <p>・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。(再掲)</p>	<p>【建開・防災】避難路沿道建築物耐震診断実施率 36.4%(R1)</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業(避難路沿道建築物耐震事業、避難路沿道建築物耐震診断補助金、避難路沿道建築物耐震改修等事業費補助金)(国庫 社</p>	<p>100%(R2)</p> <p>実施(毎年度)</p>

	会資本総合整備交付金事業、県補助 避難路沿道建築物耐震対策支援事業)	
--	------------------------------------	--

6-1 電気供給ネットワーク（変発電所、送配電設備）や石油・LP ガス、サプライチェーンの機能の停止

シナリオ
南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給が停止し、道路寸断等により、石油やLP ガスの供給も困難になった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<<個別施策分野>> 1) 行政施策 ○エネルギーの有効活用 ・今後、新たに建設する施設について、コスト面等を勘案した上で、自家発電設備等の導入を検討する。(再掲)		

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

シナリオ
南海トラフ巨大地震や津波等により、浄水場や管路が破壊されたことで、上水道等の供給が停止した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<<個別施策分野>> 2) 住環境 ○受援体制の整備 ・水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。 ○応急給水体制の強化 ・応急給水等の訓練を実施し、「水道災害等危機管理マニュアル」の見直しを行う。(再掲)	【上水道】協定の締結 締結済 防災協力事業者登録制度 【上水道】上下水道部災害対策マニュアル	改定（随時）
<<横断的分野>> 2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備		

<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化を推進する。(再掲) 	<p>【水道】水道施設等耐震化事業 基幹管路耐震適合率 36.6% (H30) 浄水施設耐震化率 96.6%(H30)</p>	37%(R1)
--	---	---------

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

シナリオ
南海トラフ巨大地震や津波等により、処理場や管路が破壊されたことで、汚水処理施設等の機能が停止した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>《個別施策分野》</p> <p>2) 住環境</p> <p>○排水体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道業務継続計画（BCP）を策定し、対策訓練等により防災力の向上を図る。(再掲) ・下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、防災体制の整備を推進する。(再掲) <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務等の協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。(再掲) <p>○し尿処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に発生するし尿等を適切に処理できるよう、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する。 	<p>【下水道】下水道業務継続計画（BCP）の策定 策定済（H27）</p> <p>【下水道】汚水管渠工事（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）</p> <p>【下水道】地震対策工事(国庫補助事業防災安全交付金事業)</p> <p>【下水道】汚水施設ストックマネジメント事業(国庫補助事業防災安全交付金事業)</p> <p>【下水道】協定の締結 締結済 三重県市町災害応援協定</p> <p>【環境】協定の締結 締結済 三重県災害等廃棄物処理応援協定</p>	<p>更新（随時）</p> <p>完了（R28）</p> <p>継続（毎年度）</p>

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路、鉄道施設、港湾施設等の交通網が使用できない状態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>5) 国土保全</p> <p>○道路・橋梁の整備</p> <p>・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。（再掲）</p> <p>・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他の立体化4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。（再掲）</p> <p>・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の</p>	<p>【土木】島田北10号線道路新設事業 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】星合舞出線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 60%(R1)</p> <p>【土木】街路事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）</p> <p>【土木】榎田駅東黒部線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】松阪六軒線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 90%(R1)</p> <p>【土木】地方創生道整備事業（国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業）進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】道路整備単独事業（市単独事業）</p> <p>【林業】林道トロセ線開設工事</p>	<p>100%(R7)</p> <p>100%(R4)</p> <p>100%(R11)</p> <p>100%(R2)</p> <p>100%(R6)</p> <p>100%(R6)</p>

<p>国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備を推進し、森林の適正な管理につとめる。(再掲)</p> <p>○狭あい道路の整備促進 ・狭あい道路の整備を促進し、安全な市街地形成を図る。(再掲)</p> <p>○土砂災害の防止 ・交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森林・農地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。(再掲)</p> <p>○海岸保全の強化 ・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。(再掲)</p> <p>・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、津松阪港(松阪港区)の整備や適切な維持管理を行う。(再掲)</p> <p>○受援体制の整備 ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)</p>	<p>(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 30%(R1)</p> <p>【建開】狭あい道路整備等促進事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業)実施中</p> <p>【林業】みえ森と緑の県民税市町交付金事業(県交付金事業) 【土木】道路整備単独事業(市単独事業)</p> <p>【農水】水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業)進捗率 80%(R1) 市単独漁港整備事業</p> <p>【土木】津松阪港(松阪港区大口埠頭)港湾改修事業 進捗率 55%</p>	<p>継続(毎年度)</p> <p>整備継続(随時)</p> <p>100%(R5)</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>2) 耐震化・老朽化対策</p> <p>○住宅・建築物の耐震化 ・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震</p>	<p>【建開・防災】避難路沿道建築物耐震診断実施率 36.4%(R1) 住宅・建築物安全ストック形成</p>	<p>100%(R2) 実施(毎年度)</p>

<p>改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。(再掲)</p>	<p>事業（避難路沿道建築物耐震事業、避難路沿道建築物耐震診断補助金、避難路沿道建築物耐震改修等事業費補助金）（国庫 社会資本総合整備交付金事業、県補助 避難路沿道建築物耐震対策支援事業）</p>	
---	--	--

7-1 市街地での大規模火災の発生		
シナリオ 南海トラフ巨大地震や津波等により、市街地で火災が発生し、市内の広範囲で大規模な延焼を引き起こした。		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員の初動体制の強化を図る。 ・行政、関係機関が一体となった実践的な防災訓練を実施する。 <p>○消防活動体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る。(再掲) ・事業所等の協力を得て消防団員の確保に努める。(再掲) ・火災による被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、計画的に消防団車両等の整備、効果的に耐震性貯水槽の設置を行う。 ・地震による火災でさらに被害が大きくなることから、市民に対し、火災予防の啓発を行う。 	<p>【防災】防災計画の見直し・周知実施中（H29）</p> <p>【防災】実践的な防災訓練実施中</p> <p>【消防】消防訓練の実施実施中</p> <p>【消防】消防団員数 1332 名（R1）</p> <p>【消防】消防施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団車両更新 ・耐震性貯水槽 153 基（消防防災施設整備費補助金）進捗率 92%（H30） <p>【消防】火災予防対策事業</p>	<p>実施（随時）</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>人員確保（条例定数 1420 名）（随時）</p> <p>継続（毎年度）</p> <p>100%（R4）（1 年に 4 基設置）</p> <p>継続（毎年度）</p>

<p>○情報通信体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。 <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。 	<p>【防災】協定の締結締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との災害時支援協定の締結 ・受援計画の策定 	<p>継続（随時）</p>
<p>2) 住環境</p> <p>○空き家の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月に策定した「松阪市空家等対策計画」に基づき施策を進めていく。(再掲) ・倒壊の恐れのある危険な空き家の所有者に対し、適切な管理を促すとともに、除却を支援する。(再掲) 	<p>【建開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等数 3,109軒 (H30)) ・C判定空き家（実態調査にて「住めない空き家」と判定された空き家） 758軒 (H30) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2,800軒 (R4) ・680軒 (R4)
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。 ・福祉避難所の指定数を要配慮者の特性を考慮し、増やすための方策を検討する。(再掲) 	<p>【防災】避難行動要支援者名簿の更新 1回/年 (H27)</p> <p>【障がい・子発・介護】福祉避難所の指定数 54か所 (R1)</p>	<p>継続（毎年度）</p> <p>指定（随時）</p>
<p>5) 国土保全</p> <p>○防災効果の高い公園の整備</p> <p>災害時における緊急避難場所及び延焼を防止するオープンスペースの役割を果たすため、特に市街地大火災による輻射熱から安全な有効面積を確保する等、防災効果の高い公園として整備する。その中でも総合運動公園については、三重県広域受援計画において、自衛</p>	<p>【土木】総合運動公園建設事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 97%</p> <p>【土木】都市公園整備事業（市単独事業）</p>	<p>100%(R3)</p>

隊及び警察の活動拠点と位置付けられており、必要な整備や適切な維持管理を行う。		
<p>《横断的分野》</p> <p>1) リスクコミュニケーション</p> <p>○地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各家庭における防災・減災対策を進めるため、市民に対し住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の防災啓発を行う。 <p>○火災予防体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火意識や初期消火能力の向上のため、市民に対し啓発や消防訓練を実施する。 	<p>【防災】出前講座の実施 実施中</p> <p>【消防】火災予防対策事業 実施中 (R1)</p>	<p>継続 (毎年度)</p> <p>継続 (毎年度)</p>

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生		
シナリオ 南海トラフ巨大地震や津波等により、臨海部に位置する発電施設等のタンクが損壊し、火災や爆発を起こすとともに、船舶や漂流物が津波によって流され、大規模な延焼を引き起こした。		
推進方針	指標 (現状値)	指標 (目標値)
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。 	<p>【防災】総合防災訓練の実施 実施中</p>	<p>継続 (毎年度)</p>

7-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺		
シナリオ 南海トラフ巨大地震等により、沿道の建物が倒壊したことにより、道路が寸断され、通行不能となった。		
推進方針	指標 (現状値)	指標 (目標値)
<p>《個別施策分野》</p> <p>2) 住環境</p> <p>○空き家の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月に策定した「松阪市空家等対策計画」に基づき施策を進めていく。(再掲) ・倒壊の恐れのある危険な空き家の所有者 	<p>【建開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等数 3,109 軒 (H30) ・C判定空き家 (実態調査にて 	<ul style="list-style-type: none"> ・2,800 軒 (R4)

<p>に対し、適切な管理を促すとともに、除却を支援する。(再掲)</p>	<p>「住めない空き家」と判定された空き家 758 軒 (H30)</p>	<p>・ 680 軒 (R4)</p>
<p>《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・各家庭における防災・減災対策を進めるため、市民に対し住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の防災啓発を行う。</p>	<p>【防災】出前講座の実施 実施中</p>	<p>継続 (毎年度)</p>
<p>2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適切な維持保全活動に努める。 ・松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく。(再掲) ○住宅・建築物の耐震化 ・地域住民に対して、耐震診断や改修の必要性及びそれらに対する支援制度の周知を行う。(再掲) ・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。(再掲)</p>	<p>【財務】公共施設等総合管理計画策定事業 策定中 (H28) 【教総】松阪市学校施設等長寿命化計画策定事業 策定中 (R2) 【教総】小中学校施設整備事業 【教総】学校施設環境改善交付金事業 【防災】住宅の耐震化率 81.2%(H26 末) 木造住宅耐震診断委託事業 木造住宅耐震改修等事業費補助金 (県費・国費) 実施中 【建開・防災】避難路沿道建築物耐震診断実施率 36.4% (R1) 住宅・建築物安全ストック形成事業 (避難路沿道建築物耐震事業、避難路沿道建築物耐震診断補助金、避難路沿道建築物耐震改修等事業費補助金) (国庫 社会資本総合整備交付金事業、県補助 避難路沿道建築物耐震対</p>	<p>100% (R2) 継続 (毎年度) 実施 (随時) 84.4% (R2) 100% (R2) 実施 (毎年度)</p>

	策支援事業)	
--	--------	--

7-4 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

シナリオ
 南海トラフ巨大地震や異常気象による集中豪雨等により、大規模な山腹崩壊が発生し、蓮ダムに大量の土砂等が流入することで、洪水調整機能が低下し、市域において洪水被害が発生した。また、豪雨等によりため池の堤体が決壊する事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<<個別施策分野>> 4) 産業 ○農業基盤の整備 ・ため池の整備を推進する。(再掲)	【農村】ため池総合整備事業	整備継続（随時）
5) 国土保全 ○土砂災害の防止 ・土砂災害警戒区域等における危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、区市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する。(再掲) ・人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再生林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する。 ○河川等管理体制の強化 ・県及び関係機関と協力して河川及び河川管理施設の整備を推進する。(再掲)	【土木】準用河川九手川河川改修事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 66% 【土木】準用河川甚太川河川改修事業(国庫補助社会資本総合整備	100%(R6)

	交付金事業) 【土木】河川改良単独事業（市単独事業）	
<<横断的分野>> 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・地域住民に対して、ため池ハザードマップの周知を図るとともに、他のハザードマップと併用しながら市民の防災意識の向上に努める。(再掲)	【防災・農村】HP 掲載・出前講座の実施 実施中	継続（毎年度）

7-5 有害物質の大規模拡散・流出		
シナリオ 南海トラフ巨大地震や津波等により、有害物質の貯蔵施設が損壊。有害物質が大気中や、河川、海に流出・拡散し、大気や河川、海上の汚染等の被害が発生した。		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<<個別施策分野>> 1) 行政施策 ○防災体制の整備 ・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。	【防災】総合防災訓練の実施 実施中	継続（毎年度）

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
シナリオ 南海トラフ巨大地震や津波等により、農地への浸水、がけ崩れや倒木の発生により林道等を寸断する等の被害が発生した。		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<<個別施策分野>> 4) 産業 ○農業基盤の整備 ・農業水利施設の長寿命化のため、施設の適正な維持管理を実施する。	【農村】多面的機能支払交付金事業 基幹水利施設ストックマネジメント事業 基幹水利施設整備事業 団体営農業基盤整備促進事業	継続（毎年度） 継続（毎年度）

<p>○農業担い手の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の経営安定化や新たな担い手を育成・確保する。 <p>○有害鳥獣の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の荒廃の拡大を防止するため、有害鳥獣対策を実施する。 <p>○業務継続体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進する。(再掲) 	<p>小規模土地改良事業 土地改良施設維持管理適正化事業</p> <p>【農水】農業次世代人材投資事業(経営開始型) 実施中 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 実施中</p> <p>【農水】有害鳥獣対策事業(国補交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金) 実施中</p>	<p>継続(毎年度)</p> <p>継続(毎年度)</p> <p>継続(毎年度)</p>
<p>5) 国土保全</p> <p>○道路・橋梁の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備を推進し、森林の適正な管理につとめる。(再掲) <p>○土砂災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森林・農地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。(再掲) <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲) 	<p>【林業】林道トロセ線開設工事(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率30%(R1)</p> <p>【林業】みえ森と緑の県民税市町交付金事業(県交付金事業)</p> <p>【土木】道路整備単独事業(市単独事業)</p>	<p>100%(R6)</p>
<p>《横断的分野》</p> <p>2) 耐震化・老朽化対策</p>		

<p>○農業基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域に及ぶ農業水利施設の老朽化の状態を判断し、更新・予防保全等に努める。 	<p>【農村】基幹水利施設整備事業 進捗率 100% (H28)</p>	
---	--------------------------------------	--

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

シナリオ
南海トラフ巨大地震や津波等により、大量の瓦礫が発生した。また、廃棄物処理施設が被災したため、処理が追いつかず、復旧・復興が大幅に遅れる事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>《個別施策分野》</p> <p>2) 住環境</p> <p>○災害廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。(再掲) ・災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないよう、県及び関係機関との連携体制を整備する。(再掲) 		

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う資源等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

シナリオ
南海トラフ巨大地震や津波等により、瓦礫が大量に内陸部まで流されてきた。緊急輸送道路等の道路啓開作業等を行う人材や重機を投入するも、被害が広範囲に及ぶ中、建設業者等も多数被災していることから、処理が追いつかない事態となり、復旧・復興が大幅に遅れる原因となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。(再掲) 	<p>【防災】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との災害時支援協定の締結 ・受援計画の策定 	<p>継続（随時）</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる活動拠点を検討する。(再掲) ・物資の供給や一時保管場所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。 	<p>【防災】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資の供給に関する協定の締結 	<p>継続 (随時)</p>
<p>2) 住環境</p> <p>○人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行えるよう、県及び判定士との連携強化を図る。 ・災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しているが、訓練等により連携の強化を図る。 	<p>【防災・建開】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪市地震等災害時の応急対策活動の協力に関する協定書 (三重県建築士会松阪支部) 【防災】協定の締結 締結済 ・災害時における住家の被害認定に関する協定 (県建築士事務所協会、県建築士会、日本建築家協会) 【防災】災害時における応急対策の協力に関する協定 ((公社)三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会) 	
<p>5) 国土保全</p> <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲) 		

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、長期の避難生活を余儀なくされ、地域のコミュニティが崩壊した。それらの被災地域では空き家への侵入、窃盗などの治安の悪化によって、復旧・復興が遅れる事態となった。

推進方針	指標 (現状値)	指標 (目標値)
------	----------	----------

<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○社会秩序の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治安の悪化が懸念されることから、住民による犯罪抑止の見守りが必要であるため、自主防災組織に対して啓発を行う。 	<p>【防災】出前講座の実施 実施中</p>	<p>継続（毎年度）</p>
<p>2) 住環境</p> <p>○住宅対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。 		
<p>3) 保健医療・福祉</p> <p>○保健・医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のこころのケア対策ができる体制を整備する。 <p>○健康・福祉のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行う。 	<p>【高支】認知症サポーター養成講座等の実施 認知症サポーター数 24,240 人 (H30)</p>	<p>継続（毎年度）</p>

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
シナリオ		
南海トラフ巨大地震や津波等により、基幹インフラが想定規模を超える広域で損壊し、復旧・復興が遅れる事態となった。		
推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<p>《個別施策分野》</p> <p>1) 行政施策</p> <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。（再掲） ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる活動拠点を検討す 	<p>【防災】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との災害時支援協定の締結 ・受援計画の策定 	<p>継続（随時）</p>

<p>る。(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資の供給や一時保管場所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。 	<p>【防災】協定の締結 締結済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資の供給に関する協定の締結 	<p>継続 (随時)</p>
<p>5) 国土保全</p> <p>○道路・橋梁の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。(再掲) <p>・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道 42 号松阪多気バイパス、松阪第 2 環状線、六軒鎌田線他の立体化 4 車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。(再掲)</p> <p>○海岸保全の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等による災害の防止や、復興 	<p>【土木】島田北 10 号線道路新設事業 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】星合舞出線道路改良事業 (国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 60%(R1)</p> <p>【土木】街路事業 (国庫補助社会資本総合整備交付金事業)</p> <p>【土木】櫛田駅東黒部線道路改良事業 (国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】松阪六軒線道路改良事業 (国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 進捗率 90%(R1)</p> <p>【土木】地方創生道整備事業 (国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率 0%(R1)</p> <p>【土木】道路整備単独事業 (市単独事業)</p>	<p>100%(R7)</p> <p>100%(R4)</p> <p>100%(R11)</p> <p>100%(R2)</p> <p>100%(R6)</p> <p>整備継続 (随</p>

<p>時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。(再掲)</p> <p>・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、津松阪港（松阪港区）の整備や適切な維持管理を行う。(再掲)</p> <p>○土砂災害の防止</p> <p>・交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森林・農地・里山の保全などの取組により、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。(再掲)</p> <p>○受援体制の整備</p> <p>・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○地籍調査の推進</p> <p>・地籍調査を実施する。</p>	<p>全事業（水産基盤ストックマネジメント事業）進捗率 80% (R1) 市単独漁港整備事業</p> <p>【土木】津松阪港（松阪港区大口埠頭）港湾改修事業 進捗率 55%</p> <p>【林業】みえ森と緑の県民税市町交付金事業（県交付金事業）</p> <p>【土木】道路整備単独事業（市単独事業）</p> <p>【用地】地籍調査事業 進捗率 5.5% (R1)</p>	<p>時)</p> <p>100%(R5)</p>
---	---	---------------------------

施策分野ごとの推進方針

施策分野ごとの推進方針は下記のとおりである。

個別施策分野 1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市職員の初動体制の強化を図る。【防災対策課】
- ・市災害対策本部体制の強化を図る。【防災対策課】
- ・行政、関係機関が一体となった実践的な防災訓練を実施する。【防災対策課】
- ・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。【防災対策課】
- ・市民が安全かつ迅速に津波から避難できるよう、津波避難訓練を継続して実施する。【防災対策課】
- ・市民一人一人が適切な避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する。【防災対策課】

○学校等防災体制の整備

- ・保育園及び幼稚園において、園児及び職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。【こども未来課】
- ・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。【学校支援課】

○業務継続体制の整備

- ・庁舎代替施設を想定した業務継続計画（BCP）を検討する。【防災対策課】
- ・業務系システムの安定的な運用を維持していくために、様々な検証等を行う。【防災対策課、総務課、情報企画課、資産税課、市民税課、戸籍住民課、介護保険課、保険年金課、地域福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課】

○避難環境の整備

- ・津波避難施設の建設、津波緊急一時避難ビルの指定を行う。【防災対策課】
- ・地域住民等が津波から円滑に避難できるよう、津波避難誘導看板等を設置する。【防災対策課】
- ・停電時の夜間においても円滑に避難できるよう、避難路や避難場所にソーラー式 LED 避難誘導灯を設置する。【防災対策課】
- ・地域住民のそれぞれが主体として意識をもち、自主的な避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営訓練（HUG）等を実施する。【防災対策課】
- ・災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実を図る。【防災対策課】
- ・備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう分散備蓄等を検討する。【防災対策課】

○市街地等の浸水対策

・集中豪雨による市街地等への浸水を防止するため、雲出川、櫛田川、金剛川、阪内川、三渡川水系河川整備計画に基づき国・県と連携し河川整備事業を推進する必要がある。【土木課】

○消防活動体制の整備

・消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る。【消防団事務局】
・事業所等の協力を得て消防団員の確保に努める。【消防団事務局】
・火災による被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、計画的に耐震性防火水槽の設置を行う。【消防団事務局】
・地震による火災でさらに被害が大きくなることから、市民に対し、火災予防の啓発を行う。【消防団事務局】

○情報通信体制の整備

・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。【防災対策課】
・防災行政無線のデジタル化を行う。【防災対策課】
・J-ALERT・三重県防災情報システムのL-ALERT機能による避難勧告等の情報発信やエリアメール、緊急速報メールによる緊急情報の発信を継続する。【防災対策課】
・県内全域で消防救急無線のデジタル化を共同整備し、適切な運用を進める。【消防団事務局】
・情報通信手段の多重化・複数化を図る。【防災対策課、情報企画課】
・キャッシュサイトなどの整備によりアクセスを分散させる。【防災対策課、秘書広報課】
・道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。【防災対策課、土木課】

○受援体制の整備

・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。【防災対策課】
・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要な活動拠点を検討する。【防災対策課】
・物資の供給や一時保管所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。【防災対策課】
・ボランティアの受援体制を整備する。【防災対策課、地域福祉課】

○社会秩序の維持

・治安の悪化が懸念されることから、住民による犯罪抑止の見守りが必要であるため、自主防災組織に対して啓発を行う。【防災対策課】

○エネルギーの有効活用

・今後、新たに建設する施設について、コスト面等を勘案した上で、自家発電設備等の導入を検討する。【財務課】

個別施策分野 2) 住環境

○空き家の対策

・平成 31 年 2 月に策定した「松阪市空家等対策計画」に基づき施策を進めていく。【建築開発課】

・倒壊の恐れのある危険な空き家の所有者に対し、適切な管理を促すとともに、除却を支援する。【建築開発課】

○排水体制の整備

・下水道施設、ポンプ場、排水機場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、防災体制の整備を推進する。【下水道建設課、農村整備課】

・平成 29 年度に改訂した下水道総合地震対策計画に基づく、下水道業務継続計画（BCP）と併せて、対策訓練等により防災力の向上を図る。【下水道建設課】

・排水機場業務継続計画（BCP）を策定し、対策訓練等により防災力の向上を図る。【下水道建設課、農村整備課】

・排水ポンプ等の操作訓練と作動点検を実施する。【下水道建設課、農村整備課】

○人材の確保

・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行えるよう、県及び判定士との連携強化を図る。【防災対策課、建築開発課】

・災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しているが、訓練等により連携の強化を図る。【防災対策課、資産税課、市民税課】

○住宅対策

・応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。【防災対策課、住宅課】

・使用可能な公営住宅の空家を事前に検討する。【住宅課】

○受援体制の整備

・下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務等の協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。【下水道建設課】

・水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。【上水道建設課】

○応急給水体制の強化

・応急給水等の訓練を実施し、「上下水道部災害対策マニュアル」の見直しを行う。

【上下水道総務課】

・災害時に水の確保ができない場合に備え、近隣市町や関係機関との協力体制の強化を図る。【上下水道総務課】

○災害廃棄物対策

・災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。【清掃政策課】

・災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないよう、県及び関係機関との連携体制を整備する。【清掃政策課】

○し尿処理体制の整備

・災害時に発生するし尿等を適切に処理できるよう、松阪市災害廃棄物処理計画に基づき、収集体制を整備する。【環境課】

個別施策分野 3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

・関係機関合同の災害医療救護訓練により、連携体制の充実強化を図る。【健康づくり課】

・県、災害拠点病院、関係機関と連携し、災害時の医療体制が図れるよう協議する。

【健康づくり課、市民病院事務局】

・予防接種法に基づく臨時予防接種を行う。【健康づくり課】

・避難所における感染症・食中毒・生活不活発病等の予防対策のための教育及び保健指導を行う。【健康づくり課】

・関係機関と連携し被災者の健康管理を行う。【健康づくり課】

・県や関係機関と連携して医薬品等の確保と供給体制を整備する。【健康づくり課】

・被災者のこころのケア対策を実施するとともに、支援窓口を案内する等の相談業務を行う。【健康づくり課】

○業務継続体制の整備

・病院や福祉施設に対して、事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。【健康づくり課、介護保険課、障がい福祉課】

・災害時に迅速に福祉用具等物資の調達が行えるよう、関係組織との連携を強化する。

【介護保険課】

○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。【防災対策課】

・福祉避難所の指定数を増やすための方策を検討する。【介護保険課、障がい福祉課】

○健康・福祉のまちづくりの推進

・災害発生時において、一人でも多くの方が自力で避難できるよう、健康づくり・介護予防を推進する。【健康づくり課、高齢者支援課】

・認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行う。【高齢者支援課】

○遺体収容体制の整備

- ・遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等、円滑に対応できる体制を整備する。【環境課】
- 防疫体制の整備
 - ・防疫に必要な人員、薬剤、資機材等が不足する場合に備え、県及び近隣市町に応援要請を行うとともに薬剤の調達やボランティアの活用等ができる体制を整備する。【環境課】

個別施策分野 4) 産業

- 農業基盤の整備
 - ・ため池の整備を推進する。【農村整備課】
 - ・農業水利施設の長寿命化のため、施設の適正な維持管理を実施する。【農村整備課】
- 農業担い手の支援
 - ・農業の経営安定化や新たな担い手を育成・確保する。【農水振興課】
- 有害鳥獣の対策
 - ・農地の荒廃の拡大を防止するため、有害鳥獣対策を実施する。【農水振興課】
- 業務継続体制の整備
 - ・商工会議所等との連携や、HP 掲載により、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。【商工政策課】
 - ・災害時には、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進する。【商工政策課】
 - ・農業協同組合、漁業協同組合等に対して、大規模災害時においても食料等の安定供給ができるよう働きかける。【農水振興課】
- 林業基盤の整備
 - ・林道・作業道の整備を推進する。【林業振興課】
 - ・林業施設の長寿命化のため、施設の適切な維持管理を実施する。【林業振興課】

個別施策分野 5) 国土保全

- 道路・橋梁の整備
 - ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。【土木課】
 - ・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、一般国道 42 号松阪多気バイパス、松阪第 2 環状線、六軒鎌田線他の立体化 4 車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。【土木課】
 - ・緊急輸送ルートである国道 23 号、国道 42 号の沿岸部は、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートについても検討する。【土木課・防災対策課】
 - ・橋梁の耐震化を図る。【土木課・林業振興課】

- 狭あい道路の整備促進
 - ・狭あい道路の整備を促進し、安全な市街地形成を図る。【建築開発課】
- 海岸保全の強化
 - ・海岸保全施設等の整備を促進するよう県及び国に働きかける。【農水振興課、土木課】
 - ・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。【農水振興課】
 - ・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、津松阪港（松阪港区）の整備や適切な維持管理を行う。【土木課】
- 受援体制の整備
 - ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。【土木課】
- 土砂災害の防止
 - ・土砂災害警戒区域等における危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する必要がある。【土木課】
 - ・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備、治山事業等を推進し、森林の適正な管理につとめる。【林業振興課】
- 河川等管理体制の強化
 - ・県及び関係機関と協力して河川及び河川管理施設の整備を推進する。【土木課】
- 地籍調査の推進
 - ・地籍調査を順次実施する。【用地対策課】

横断的分野 1) リスクコミュニケーション

- 地域防災力の向上
 - ・各家庭における防災・減災対策を進めるため、市民に対し住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の防災啓発を行う。【防災対策課】
 - ・地域住民に対して、津波ハザードマップ等の周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。【防災対策課】
 - ・地域住民に対して、大雨によって一級・二級河川が氾濫した場合等の浸水想定区域図の周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。【土木課・防災対策課・下水道建設課】
 - ・地域住民に対して、ため池ハザードマップの周知を図るとともに、他のハザードマップと併用しながら市民の防災意識の向上に努める。【防災対策課、農村整備課】
 - ・地域ごとの地区防災計画の策定を推進する。【防災対策課】

・災害時における、観光客の安全確保に向けた取組みを実施する。【防災対策課、観光交流課】

・地域における応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る。【防災対策課】

○火災予防体制の整備

・防火意識や初期消火能力の向上のため、市民に対し啓発や消防訓練を実施する。

【消防団事務局】

○備蓄の促進

・自助・共助・公助の観点から市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での、水や食料、生活必需品等の備蓄促進を啓発する。【防災対策課】

横断的分野 2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適切な維持保全活動に努める。【財務課】

・松阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく。【住宅課】

・松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく。【教育総務課】

・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化を推進する。

【上水道建設課】

○住宅・建築物の耐震化

・地域住民に対して、耐震診断や改修の必要性及びそれらに対する支援制度の周知を行う。【防災対策課】

・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。【建築開発課、防災対策課】

・家具転倒防止金具を設置しようとする高齢者や障がい者等に対し、家具固定を行う。

【防災対策課】

・社会福祉施設の老朽化に係る改修や非常用電源設備の設置などの整備補助を支援する。【介護保険課・高齢者支援課】

○農業基盤の整備

・広域に及ぶ農業水利施設の老朽化の状態を判断し、更新・予防保全等に努める。【農村整備課】

市のみでは対応が困難な課題

市のみでは対応が困難な課題は下記のとおりである。今後は、これらの課題について、国や県などと議論を重ね、本市の強靱化を推進していく。

市のみでは対応が困難な取組み
2) 住環境 ・多くの電力供給施設が被災し、被災地への電力供給が停止することを防ぐため、国全体で電力供給の安定化、復旧の迅速化を図る必要がある。(6-1) ・大量の災害廃棄物を本市独自で短期に処理することが困難な場合、県・他市町村・関係機関に応援要請することとなっているが、さらなる広域処理体制を国で検討する必要がある。(8-1)
3) 保健医療・福祉 ・南海トラフ巨大地震により甚大な被害が発生した場合、被災地での救助活動や医療救護活動のための人員、物資等の絶対的不足が懸念されるため、国全体での応急活動体制の整備が必要である。(2-3、2-4)
5) 国土保全 ・道路、橋梁、河川堤防、公園等の大規模地震等に向けたハード対策、及び被災後の復旧対応において国、県の予算の重点配分、または新たな財政支援制度の創設など国、県の技術的・財政的支援が必要である。(1-1、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-5、5-1、5-2、5-3、5-4、6-4、7-1、7-4、7-6) ・高規格幹線道路や地方基幹道路の整備は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送など地域住民の安全・安心な暮らしを確保するためには必要不可欠であることから、国道の立体化や4車線化を含めた交通のネットワーク等の整備を促進する必要がある。(2-1、2-2、2-5、2-6、5-1、5-2、5-3、5-4、6-4、8-4) ・本市の緊急輸送道路である国道166号、368号、422号、蓮峡線の一部区間が隘路で交通の難所であることから、救助のための人員及び物資の緊急輸送などの円滑な実施を図れるよう、道路改修、法面改修、橋梁の耐震化を図る必要がある。(2-1、2-2、2-5、2-6、5-1、5-2、5-3、5-4、6-4、8-4) ・平成27年3月三重県公表による津波浸水想定において、最大津波高7m、津波浸水面積4,085haが浸水することから、海岸保全施設、港湾施設の地震、津波、老朽化対策が急務であり、特に海岸背後地は、住宅地や工場等が密集した地域があることから、甚大な被害が危惧されるため、防潮堤等の補強による津波侵入防止整備を促進するよう、県及び国に働きかける必要がある。(1-3)

・津松阪港（松阪港区）については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。（2-1、2-5、2-6、5-1、5-2、5-3、5-4、6-4、8-4）

・百々川、名古屋川、愛宕川、三渡川では、台風や大雨により浸水被害が発生していることから、被害軽減に向けて、治水安全度の向上を図る必要がある。櫛田川、雲出川については、未改修の箇所も存在する為、河川整備計画に基づき、早期に整備を推進する必要がある。（1-4）

・地震後の津波の河川遡上や洪水時の市街地への浸水を防止するため、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。（1-3、1-4、7-4）

・森林は、環境保全及び防災上、大きな役割を果たしており、里山整備事業、予防復旧治山事業及び保安林整備事業等を推進するよう国・県に働きかける必要がある。（1-5、2-1、2-2、2-5、2-6、5-1、5-2、5-3、6-4、7-6、8-4）

※それぞれの取組みの末尾の（ ）内に記載した番号は、関連する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の番号である。

5 計画の着実な推進に向けて

(1) 推進体制

- ・計画の推進に当たっては、事務局を中心とした庁内での全横断的な体制のもと、三重県・国の関係組織や関係団体等と連携・協力し、計画に掲げる施策の進捗管理を効果的に実施する。

(2) 計画の見直し等

①計画の見直し

- ・社会経済情勢の大きな変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正を要する場合には、適宜見直すものとする。

②松阪市の他の計画等の見直し

- ・本地域計画は、松阪市の強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるものであることから、松阪市地域防災計画をはじめとする国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時に併せ、所要の検討を行い、本地域計画との整合性を図っていく。

松阪市国土強靱化地域計画

発行：松阪市

編集：松阪市 企画振興部 経営企画課
防災対策課

建設部 土木課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340-1

電話：0598-53-4319 FAX：0598-22-1377

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/>